

第2章 震災予防計画

序節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定

本県においては、東南海・南海地震や日向灘地震、えびの・小林地震といった地震により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有している。

このため、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、これらの地震による被害を軽減することを目的とした減災計画を策定し、関係機関、住民等と一体となって効率的かつ効果的な地震防災対策を推進するものとする。

第1款 減災計画の概要

減災計画については、別に定める宮崎県減災計画によるものとするが、その概要は次のとおりとする。

第1項 減災目標

地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標は、平成27年度までに東南海・南海地震、日向灘北部地震、日向灘南部地震及びえびの・小林地震で想定される人的被害（死者数）を半減させることとする。

第2項 目標達成のための取組み

減災目標を達成するために重点的に取り組む主な施策は次のとおりとする。

1 県民防災力の向上

県民の防災意識の啓発、学校における防災教育の推進、自主防災組織の充実、災害時要援護者の支援対策の充実、企業防災の促進

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

木造住宅の耐震化等の促進、公共建築物の耐震化の促進

3 外部空間における安全確保対策の充実

安全・安心な生活環境の確保・充実、土砂災害対策の充実、ライフライン対策の促進

4 津波対策の推進

津波避難意識の向上、津波情報の的確な伝達、津波からの避難体制の充実、津波防護施設の整備・充実

5 被災者の救助・救命対策

DMA T体制の整備、県・市町村・医療機関等間の連絡体制の充実、医療救護活動の向上

6 県、市町村の防災体制の充実

県の災害対応能力の強化、協定締結等による企業、関係団体との連携強化、消防力の充実・強化

第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり

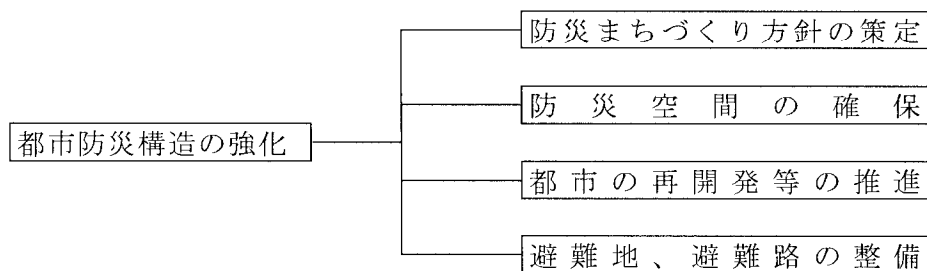
第1款 都市防災構造の強化

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災まちづくりの基本方針を策定し、この方針に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していくものとする。

第2項 対策



1 防災まちづくり方針の策定

【県、市町村】

地震に強いまちづくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの基本方針を策定するものとする。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の計画

上記方針に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

特に市街化区域内においては、「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」に基づき、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画へ位置付けて、建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに、土地地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

2 防災空間の確保

【県、市町村】

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保存に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

ウ 密集住宅市街地整備促進事業の推進

県、市町村は、防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を進めることとする。

(3) 海岸施設の整備

【県】

海岸管理者は、海岸施設の整備に当たっては、緊急消火用水の供給機能を備え、災害救助活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

特に宮崎県総合運動公園は、県内を対象とした広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行えるよう、物資の備蓄・搬送棟の活動や消防、警察、自衛隊、災害ボランティアの活動及び広域避難場所等として機能するよう整備を推進する。

4 避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 一次避難地の整備

【市町村】

市町村は、延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って一次避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2haとする。

【県】

県は、市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行う。

(3) 広域避難地の整備

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。

【県】

県は、市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておく。

(4) 避難路の整備

【市町村】

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

- ・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(5) 避難路の確保

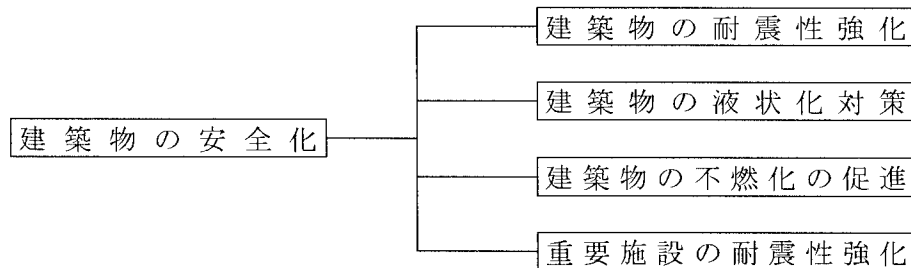
市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努めるものとする。

第2款 建築物の安全化

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

第2項 対策



1 建築物の耐震性強化

【県、市町村】

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、市町村をはじめ(財)宮崎県建築住宅センター及び関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これに併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物の所有者等を対象とし、現行の耐震基準に適合しない建築物について、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導する。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

県及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

(ア) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

(イ) 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

(ウ) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

県及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ア) 県及び市町村は、県民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 市町村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

- (ウ) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。
- (エ) 県及び市町村は、ブロック塀を新設または改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 建築物の液状化対策

【県、市町村】

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、確認申請時に指導していく。

- (1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)
次款「地盤災害防止対策の推進」第5「液状化対策の推進」に記載
- (2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策
 - ア 木造建築物
 - ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
 - ・アンカーボルトの適正施工
 - ・上部構造部分の剛性を持たせる
 - ・荷重偏在となる建築計画を避ける
 - ・屋根等の重量を軽くする
 - イ 鉄筋コンクリート造等建築物
 - ・支持杭基礎工法
 - ・地階を設ける方法
 - ・面的に広がりのある建築計画とする
 - ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める
 - ウ コンクリートブロック塀
 - ・法令等の技術基準を正しく履行する
 - ・基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

3 建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指

導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

4 重要施設の耐震性強化

(1) 県有施設の耐震性強化

【県】

県は、大規模地震発生時に災害応急対策上重要となる次の建築物について、耐震性を確保するため、数値目標を設定するなどして、計画的に耐震診断調査を行い、必要に応じ耐震補強を行う。また、これらの施設においては庁舎管理者と調整の上、各室管理者において、造り付けの家具や事務機器等の固定を行うよう努めるものとする。

- ① 県庁舎、総合庁舎
- ② 保健所、病院
- ③ 警察関連施設
- ④ 県立学校
- ⑤ 社会福祉施設
- ⑥ その他重要建築物

耐震補強工事に当たっては、官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

(2) 市町村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

【市町村、防災上重要な施設の管理者】

市町村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び市町村は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

県、市町村、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

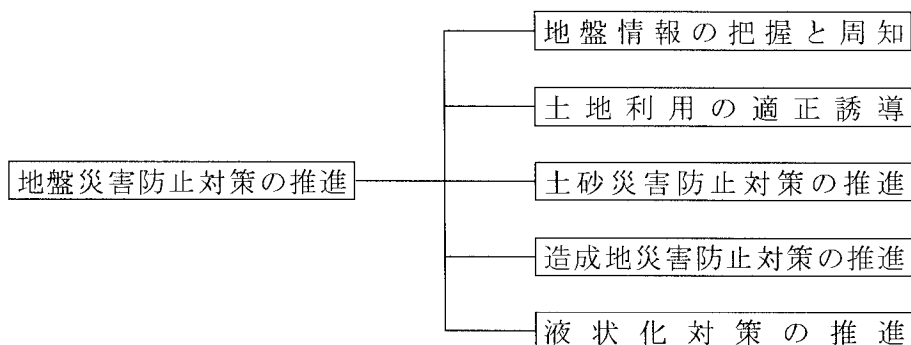
第3款 地盤災害防止対策の推進

第1項 基本方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災

害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第2項 対策



1 地盤情報の把握と周知

【県、市町村】

(1) 地盤情報のデータベース化

県内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立つものとする。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

(3) 危険箇所の調査・周知

ア 危険箇所の調査

県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を実施する。

イ 危険箇所の周知

県は、これらの土砂災害の危険箇所の周知のために、関係市町村に情報の提供を行う。市町村は、これらの土砂災害の危険箇所について市町村地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努めるものとする。

2 土地利用の適正誘導

【県、市町村】

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、*土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

※土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

3 土砂災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害のおそれのある区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規

立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を実施する。

(2) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 防止工事の推進

県は、土砂災害危険箇所について、対策工事を施工するために関係法による指定を行い、各種対策事業を推進する。

- ア 砂防法 ----- 砂防指定地
- イ 地すべり等防止法 ----- 地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
----- 急傾斜地崩壊危険区域

(4) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(5) 応急対策用資機材の備蓄

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

県は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておくものとする。

4 造成地災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

- ア 災害危険度の高い区域
砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- イ 人工崖面の安全措置
宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- ウ 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
- エ 液状化対策
宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

5 液状化対策の推進

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 液状化現象の調査研究

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していくものとする。

(2) 地盤改良工法等の普及

液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。県及び市町村は、これらの工法の普及に努めるものとする。

それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

ア 地盤改良工法

- (ア) 粒径にばらつきのある土砂と入れ換える置換工法
- (イ) 振動又は衝撃により、地盤内に砂利杭を形成し地盤を締め固める工法
- (ウ) 押さえ盛土による盛土工法
- (エ) 地盤凝固剤を注入する固化工法
- (オ) 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させるグラベルドレーン工法等

イ 構造物で対処する工法(道路施設、港湾施設、河川施設等)

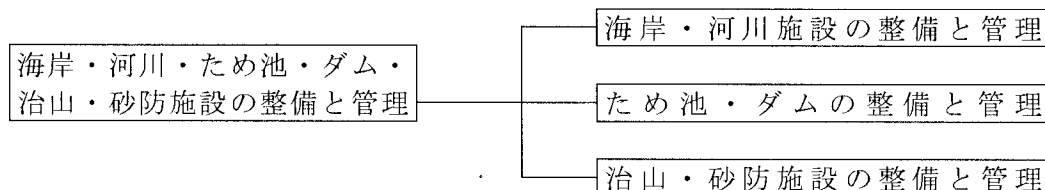
- (ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- (イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど既設構造物の耐力を増す工法等

第4款 海岸・河川・ため池・ダム・治山 ・砂防施設の整備と管理

第1項 基本方針

被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

第2項 対策



1 海岸・河川施設の整備と管理

【県、市町村、九州地方整備局】

(1) 海岸保全施設

ア 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

イ 災害危険箇所の調査、整備

(ア) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

(イ) 災害危険箇所を定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

(2) 河川施設

ア 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ

車等の確保についても検討する。

また、橋梁・排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に

努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

2 ため池・ダムの整備と管理

(1) ため池

【市町村】

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、市町村は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。

【県】

県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施出来るよう支援を行う。

(2) ダム

【県、市町村、九州電力】

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令などに準拠しており、また、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、主要なダムについて地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理のより安全性を期するものとする。

なお、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達については、「地震後のダム臨時点検要領」に基づいて、迅速かつ的確に実施されるよう徹底を図る。

3 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

【県、市町村】

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業五箇年計画に基づいて計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

【県、市町村】

ア 砂防設備の整備

(7) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

(4) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

(7) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(4) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

(7) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

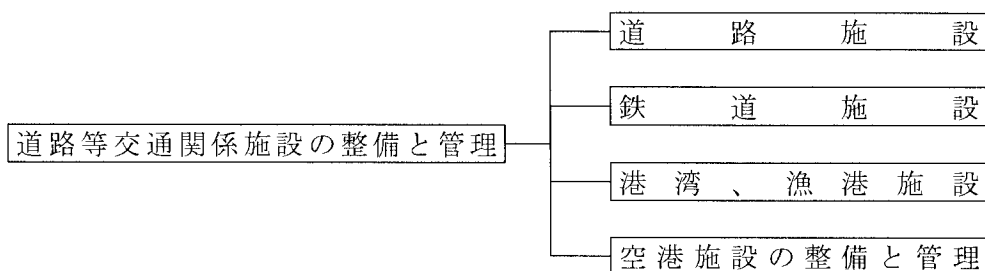
- (イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

第5款 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第2項 対策



1 道路施設

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 道路施設の耐震性の向上

- ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- イ 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- ア 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。
- イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ウ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

(3) 緊急用河川敷道路の整備

災害発生時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

(4) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」等の整備を図る。

(5) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

2 鉄道施設

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

地震災害に伴う被害が予想される土木構造物(高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛

土等)及び電気設備(電力設備・信号保安設備等)の定期的な検査を行い、耐震性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

ア 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター(保線・電力・信号通信)	日豊本線	市棚～都農
	宮崎工務センター(保線・電力・信号通信)	日豊本線	都農～田野
		日南線	南宮崎～田吉
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港
	宮崎工務センター(土木)	日豊本線	市棚～五十市
		日南線	南宮崎～田吉
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港
	宮崎工務センター(建築・機械)	日豊本線	市棚～五十市
		日南線	南宮崎～志布志
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港
都城工務センター(保線・電力・信号通信)	日豊本線	田野～五十市	
日南鉄道事業部	油津工務センター(保線・土木・信号通信)	日南線	田吉～志布志
霧島高原鉄道事業部	吉松工務センター(保線・土木・信号通信)	吉都線	吉松～都城

イ 地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこない、2次災害防止に努める。

<地震計の設置箇所>

線路名	地震計設置箇所数(位置)
日豊本線	5(南延岡、都農、宮崎、田野、都城)
日南線	2(油津、志布志)
吉都線	2(吉松、小林)

3 港湾、漁港施設

【県、宮崎港湾・空港整備事務所】

(1) 港湾の耐震化の推進

ア 港湾における耐震強化岸壁の整備

港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地等としての機能を果たし得るように十分な耐震性を有する岸壁を国の計画と整合を図りながら整備する。

(ア) 細島港

県北部における輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

(イ) 宮崎港

県央部における輸送拠点として、耐震強化岸壁の整備を進める。

(ウ) 油津港

県南部における輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備する。

(2) 漁港の耐震化の推進

川南・北浦・都井漁港において、漁港空間の持つ特性を活かしながら、震災時はもとより市民生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受入れる拠点として、また、被災地の復興支援拠点として国の計画と整合を図りながら整備する。

ア 漁港における耐震強化岸壁の整備

新たに整備を行う拠点漁港の岸壁において、耐震強化岸壁を整備する。

イ 漁港における液状化対策の推進

各漁港とも地質調査をもとに、対策工法の検討を進め、岸壁の裏込材については液状化しにくい材料を使用する等、必要な液状化対策を推進する。

4 空港施設の整備と管理

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 現況

宮崎空港の空港・航空保安施設は、土木施設、建築施設、管制施設、無線施設、航空灯火、電気施設及び機械施設により構成されている。これらの施設の耐震基準は、施設固有の分野で使用されている基準等に準拠しつつ、空港としての特殊性を考慮して定められている。

なお、事務所庁舎、管制塔、無線施設及び電源施設の局舎は、新しい耐震設計基準による建築基準法及び官庁施設の総合耐震設計基準に基づき設計・建築されている。

(2) 安全確保対策

空港・航空保安施設の安全対策について、次の措置を講じており、今後の保全に努める。

ア 商用電源の停電に備えて、非常用発電装置（発動発電機2基）を設置している。

イ 管制用対空通信施設については、非常用発電装置の停止に備えて、無停電（バッテリー）装置を整備しており、さらに管制塔には緊急用対空通信装置（充電式）を設置している。

ウ 電話の不通に備えて、NTT災害応急復旧用無線電話及び県防災無線電話が設置されている。

【宮崎港湾・空港整備事務所】

宮崎空港（大阪航空局宮崎空港事務所が整備する施設を除く。）の耐震化の推進

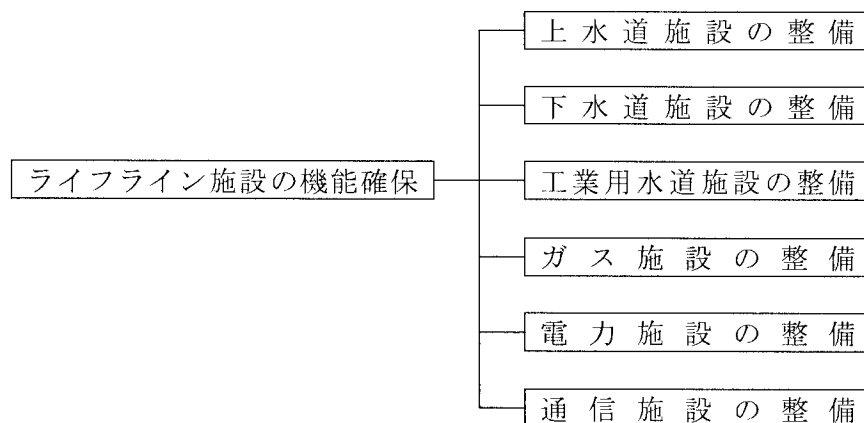
空港の機能が麻痺することを回避し、被災者の救出や緊急物資等の輸送基地等としての機能を果たし得るように、土木構造物（滑走路、誘導路、エプロン）が十分な耐震性を有するよう整備する。

第6款 ライフライン施設の機能確保

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

第2項 対策



1 上水道施設の整備

【水道事業者】

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時には飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の耐震化
- ④ 安全性の高い水道システムの構築
- ⑤ 給水の安全性の確保

【県】

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- ① 広域相互応援体制の整備
- ② 供給拠点の設定
- ③ 応援資機材等の情報収集
- ④ 水質検査体制の整備

2 下水道施設の整備

(1) 既存施設の耐震化

【市町村】

市町村は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に、耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

耐震診断結果に基づき、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

【県】

県は、市町村が行う耐震化対策に関する助言及び指導を行う。

(2) 新設施設の耐震化

【県、市町村】

市町村は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

また、県は市町村が行う耐震化対策に関する助言及び指導を行う。

3 工業用水道施設の整備

【県】

県工業用水道施設の災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 施設の防災性の強化

施設は送・配水管と電気・機械設備関係に大別されるが、特に送・配水管については、地震等により欠損し、これによる被害が産業に与える影響を考慮して、保安設備の充実を図ることとする。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視、点検を行い保安の確保を図るものとする。

イ 災害復旧要員及び資機材等の確保

災害時に備え、災害復旧要員や資材、機材等の確保体制を確立するものとする。

ウ 情報連絡体制

災害時に備え、立地企業、関係機関・団体、住民等への情報連絡体制を確立するものとする。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、企業局及び立地企業・関係団体が一体となって訓練に努めるものとする。

(3) 施設概要

- ① 給水能力：125,000m³/日
- ② 浄水場：電気設備・取水設備・浄水設備・ポンプ設備
- ③ 送水路：隧道(1.7m×1.7m) L=4,918m
管路(φ900～1,200mm) 総延長L=8,262m
- ④ 配水池：容量23,400m³
- ⑤ 配水路：管路(φ400mm～1,500mm) 総延長L=5,372m (H14.4.1現在)

4 ガス施設の整備

【宮崎ガス株式会社】

(1) 施設の現況

ア ガス製造施設

(ア) ガス製造施設の設計は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。

(イ) 危険物貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断または緊急停止等の安全装置、危険物の流出防止施設、消防設備等の安全設備を配置している。

イ ガス供給施設

(ア) ガスホルダー

a ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。

b 球形ガスホルダーは、地震力を考慮した耐震構造となっている。

(イ) ガス導管

a ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規並びにガス導管耐震設計指針に基づいて設計、施工している。

b 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

c 鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。

d 鋳鉄管の接合部は、耐震性に富む機械的接合に移行している。

e ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同様の性質を有する融着接合としている。

f ガス導管には、緊急遮断のためまたは供給操作上の必要により遮断弁を設置している。設置場所は、製造所及び整圧所の送出導管、中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。

g 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターの取り付けを推進している。

h ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

ウ 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力、風圧力に耐えるように設計・建設されている。

エ 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には震度3以上より出動基準を定め、点検を実施している。

オ その他

地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置している。

(2) 予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

ア 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

イ 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

ウ これまでに整備してきた防災無線・専用電話等の通信施設のさらなる増強を推進する。

5 電力施設の整備

(1) 九州電力における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支店)】

ア 電力設備の災害予防措置

(7) 地震対策

a 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

b 送配電設備

(a) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(b) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

c 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

d 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

イ 防災業務施設及び設備の整備

(7) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

(4) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

ウ 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機

材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めていただく。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最奇りの九州電力の事業所等に通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。

ア 発電設備

県営発電所は県内に12か所あり、これらの発電所の各設備は、設計基準に基づいて耐震設計あるいは耐震補強がなされており、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。

イ 送電設備等

送電線路は5線路、ダム線路は10線路あり、これらの各設備は、山間地に布設されており、建設から50年経過しているものもある。過去に地震等による被害は発生していないが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。

6 通信施設の整備

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア 中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震対策

N T Tビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センターが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- ・ 104呼 九州管内の104センターへランダム分散受付される。
- ・ 116呼 宮崎をはじめ九州管内116センターへ後付される。
- ・ 113呼 受付交換機の分散化を図っていく。
- ・ 115呼 九州管内の115センターへ分散される。

カ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

(2) 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

イ 防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第7款 危険物等施設の安全確保

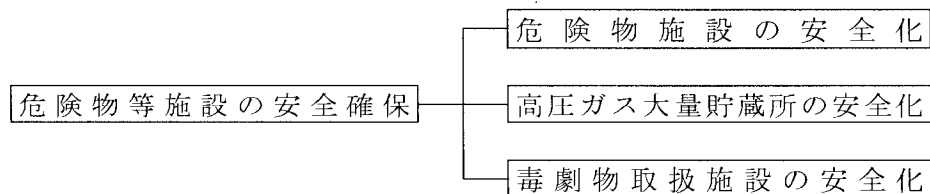
第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、地震による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第2項 対策



1 危険物施設の安全化

【県、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理所等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調

査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

【県、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生したまたはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(7) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(ウ) 保安検査を実施する。(年1回以上)

ウ 点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、毒劇物の保管管理の監視指導を徹底するとともに、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めるとする。

第8款 海上災害の予防対策の推進

第1項 基本方針

地震による海上での危険物事故、流出油災害など海上災害発生未然防止を図るものとする。

第2項 対策

宮崎海上保安部は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている排出油防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導・育成を図ることとする。

(1) 排出油防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行うこととする。

(2) 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。

(3) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。

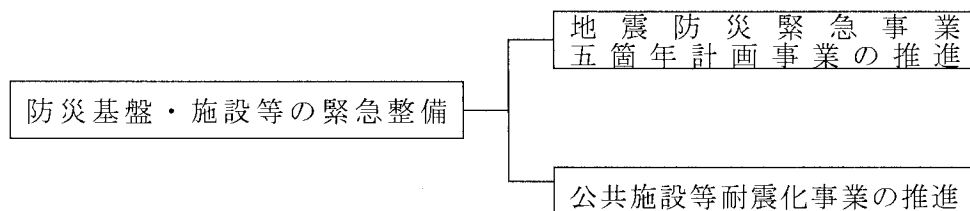
(4) 防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施することとする。

第9款 防災基盤・施設等の緊急整備

第1項 基本方針

被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

第2項 対策



1 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

【県(各部局)、市町村】

(1) 事業の趣旨等

県は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、国の財政支援を受けて地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成18年度を初年度とした第三次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

これら計画の推進にあたっては、市町村との協議を行うとともに、市町村が実施する事業については適切な指導を行い、整備を進めるものとする。

(2) 事業の概要

事業項目		事業量	単位	事業費(百万円)	
1号	避難地	36.07	h a 箇所数	1,258	
2号	避難路	4.6819	k m 箇所数	15,000	
3号	消防用施設	937	箇所数	5,043	
4号	消防活動用道路	0.62	k m 箇所数	1,190	
5号	緊急輸送道路等	5-1号 緊急輸送道路	58.99177	k m 箇所数	55,859
		5-2号 緊急輸送交通管制施設	126	箇所数	115
		5-3号 緊急輸送ヘリポート		箇所数	
		5-4号 緊急輸送港湾施設	2	港湾数	1,500
		5-5号 緊急輸送漁港施設	21	バース数 漁港数	60
6号	共同溝等	6.8312	k m 箇所数	3,405	
7号	医療機関		施設数		
8号	社会福祉施設	3	施設数	2,055	
9号	公立小中学校	191	学校数	35,461	
		410	棟数		
		9-1号 校舎	127300	学校数 棟数	22,926
	9-2号 屋内運動場	106110	学校数 棟数	12,535	
10号	公立盲学校等	2	学校数	113	
11号	公的建造物		施設数		
12号	海岸・河川	12-1号 海岸保全施設	447439	海岸数 m(堤防・護岸距離) 水門等数	449
		12-2号 河川管理施設		河川数 m(堤防・護岸距離) 水門等数	
13号	砂防設備等	13-1号 砂防設備	16	溪流数	2,905
		13-2号 保安施設		箇所数	
		13-3号 地すべり防止施設	5	箇所数	2,360
		13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	71	箇所数	8,772
		13-5号 ため池	36	箇所数	1,785
14号	地域防災拠点施設	1	施設数	515	
15号	防災行政無線	15	箇所数	3,912	
16号	水・自家発電設備等		基数		
17号	備蓄倉庫	3	箇所数	22	
18号	応急救護設備等		基数		
19号	老朽住宅密集対策		h a 箇所数		
合計		—		141,779	

2 公共施設等耐震化事業の推進

【県、市町村】

(1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進するものとする。

計画年度は平成17年度から19年度までの概ね3年間である。

(2) 対象事業

ア 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。(→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照)

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- ② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等
- ③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

(3) 公共施設等耐震化事業計画

ア 県は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、総務省に提出することとする。

イ 市町村は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県に提出することとする。

(4) 国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

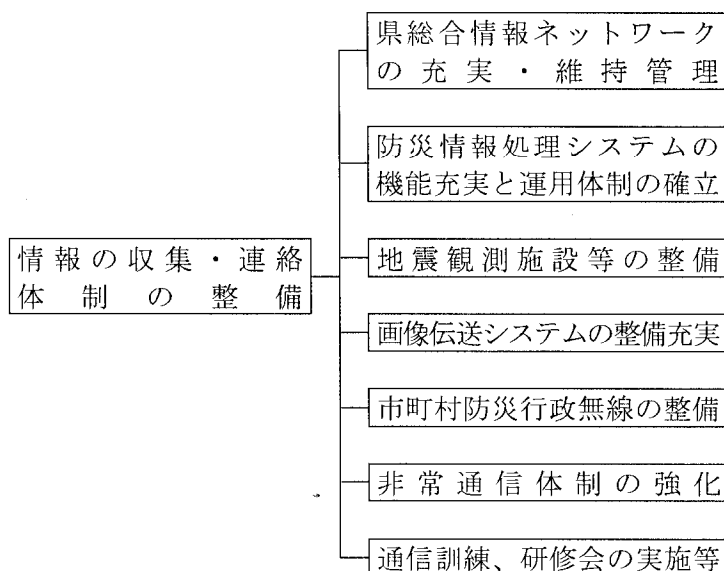
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

第1項 基本方針

地震発生時の迅速な初動体制の構築に資する地震観測体制の整備、及び災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努めるものとする。

第2項 対策



1 県総合情報ネットワークの充実・維持管理

平成5年度から整備を進めていた総合情報ネットワークは、県と市町村及び各防災機関を結ぶもので、通信回線の幹線をループ化した地上系回線に加え新たに衛星系回線を整備し、通信ルートが二重化されたことでより災害に強いネットワークとなった。総合情報ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、震災時においてもその機能を十分発揮できるよう、通信施設の耐震性を強化するとともに、非常用電源設備を設置し電気の安定供給を図るなど停電対策を講じている。

今後は、この総合情報ネットワークをより効果的に運用できるようネットワークの充実と維持管理に努め、防災対策のより一層の推進を図る。

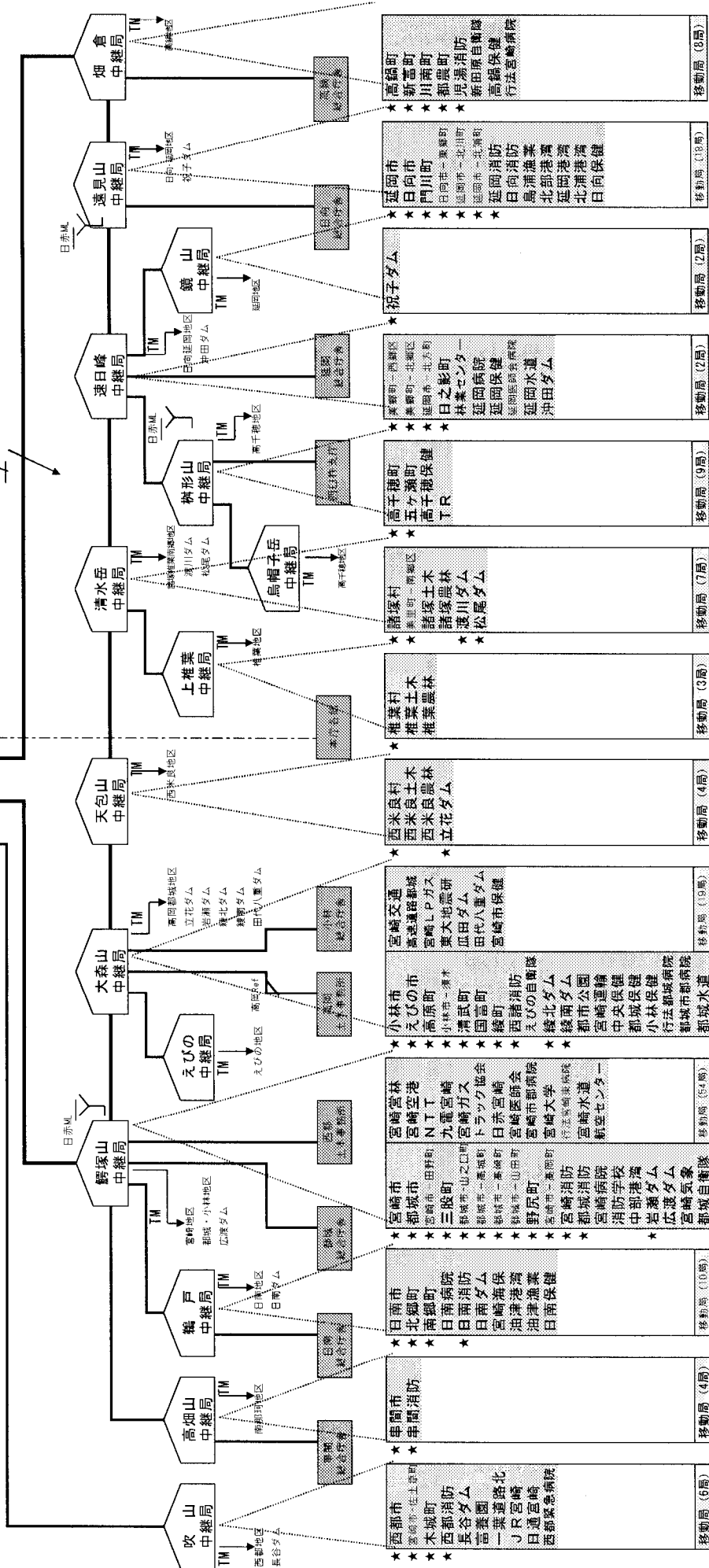
総合情報ネットワーク 回線系統図

スーパーハードB2号機

県庁統制局

総務省消防庁 国土交通省

可搬型地球局(3台)



県防災行政無線

地上系		衛星系	
県庁局	1局	県庁局	1
消防本部(消防総合庁舎等)	11局	市町村局	44
県庁行政無線-MCA方式局	129局	消防本部局	9
消防行政無線-MCA方式局	146局	ダム局	7
無線中継局	15局	可搬型局	3
計	302局	計	64局

(凡例)

- ★ : 衛星地球局
- : 多重無線回線①
- : 多重無線回線②
- : 反射板
- : 県防災行政無線一端末回線 (MCA方式)
- : テレメータ回線 (水位、雨量観測等)
- : 県庁内線回線 (有線路)
- : 県防災行政無線一端末局 (MCA方式)
- : 県防災行政無線一移動局 (MCA方式)
- : 日赤ML : 日赤基地局

※その他: 水防テレメータ 256局 H20.4.1現在

2 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

【県(各部局)】

(1) 気象情報等の伝達

災害時には、各機関が出来る限りの確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速かつ確実な情報の収集が必要である。

防災情報処理システムでは、総合情報ネットワークを通じ、気象台、気象会社、気象衛星、震度情報ネットワーク等からの、様々な気象・地震等のデータを受信し、処理したデータを県出先機関・市町村・消防本部等に配信できるようになっている。

(2) 休日・夜間における情報の収集・伝達

休日・夜間における情報の収集・伝達は、災害監視室からの連絡のほか、職員自動参集システム（携帯メール）により職員を招集し行う。

市町村、消防本部等へは、防災情報処理システムにより直ちに気象情報等が伝達される。

(3) 災害情報等の収集・蓄積検索

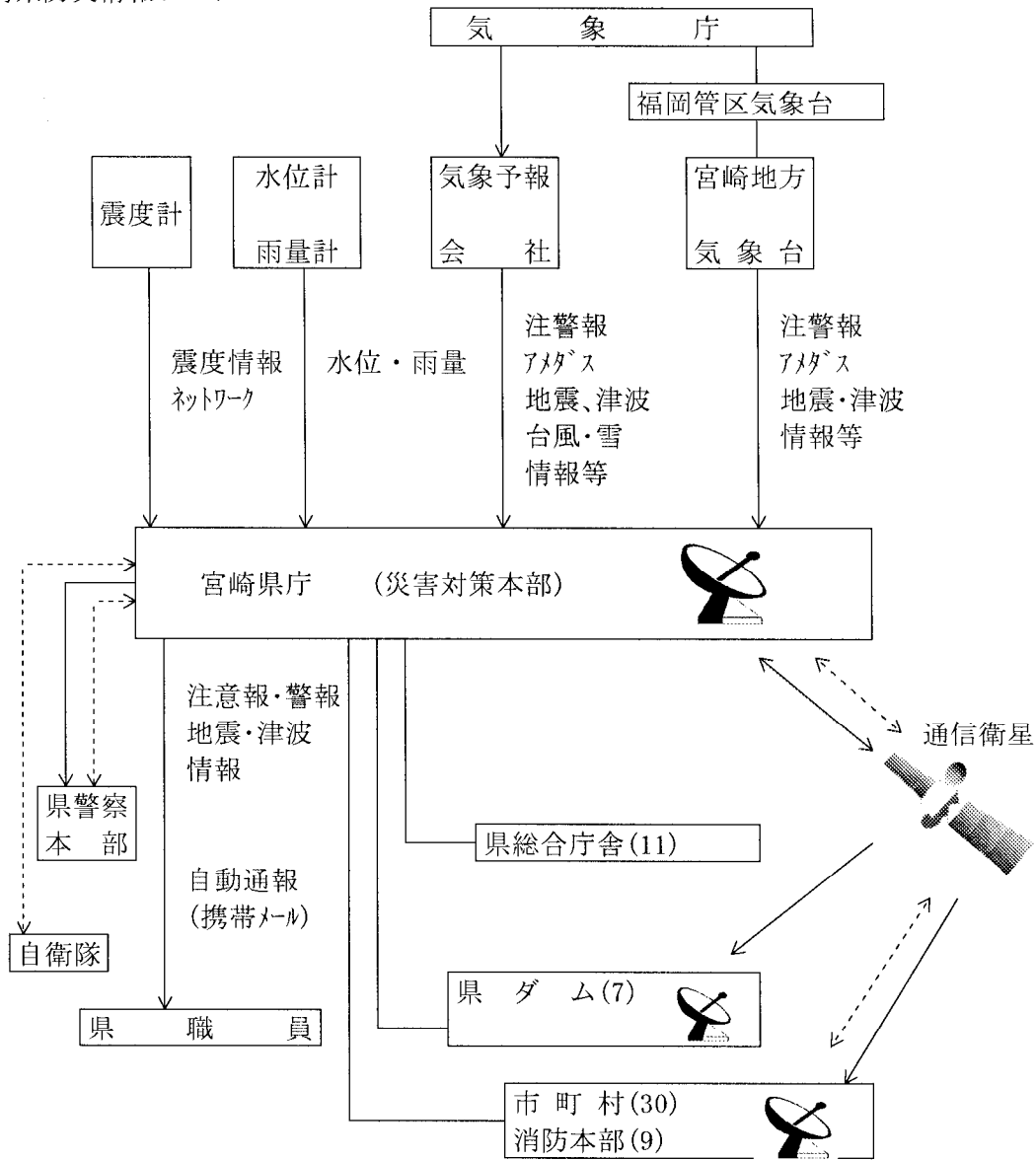
防災情報処理システムのサブシステムとして防災データベースシステムがある。防災データベースシステムは、市町村・消防本部・県出先機関からの災害データの収集・集計を自動化し、

結果を市町村・消防本部へ配信する通信機能のほか、データを蓄積し検索を行う蓄積機能・検索機能を有している。

(4) システムの充実強化及び運用

今後は、これらのシステムの充実強化、特に収集する災害データ項目の増加と防災データベースの充実を図り、津波対策として潮位計からの情報等の収集も検討を進めるとともに、平常時においては電子メールを使用した一般行政文書の交換等に使用し、関係者へのシステム講習等を行うことにより、運用体制の確立に努めるものとする。

<宮崎県防災情報システム>



——→ 気象情報
 -----→ 災害情報

【市町村、関係機関】

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

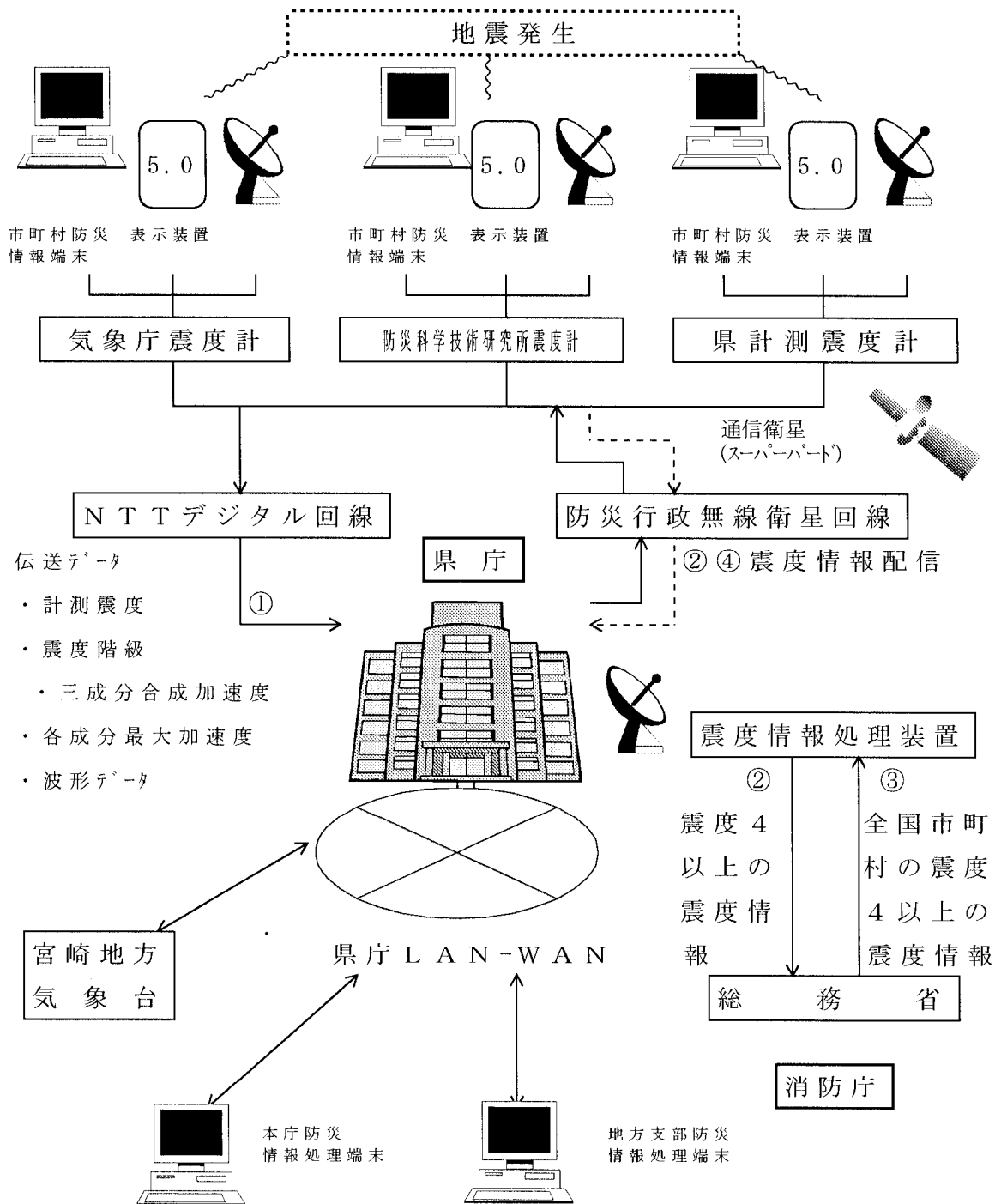
また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

3 地震観測施設等の整備

県では、地震発生時に被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を配置し、県庁内の震度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワークシステムを整備している。

今後は、地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

＜宮崎県震度情報ネットワークシステム概念図＞



-----> : NTTデジタル回線が断線した場合利用する
 ○印の番号は、データ伝送の順番を示す

4 画像伝送システムの整備充実

県では、総合情報ネットワークを通じて、県警のヘリコプター搭載テレビカメラからの画像情報を各市町村及び関係機関で見ることができるシステムが整備されている。

今後、緊急時ヘリポート候補地等に固定監視カメラを設置するなど画像情報の充実を図る予定であるが、さらに各消防本部の監視カメラや県警の交通監視用カメラからの画像の受信についても検討する。

5 市町村防災行政無線の整備

第9款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載

6 非常通信体制の強化

【県、関係機関】

県は、県総合情報ネットワークのほか、防災相互無線、災害応急復旧用無線電話、孤立防止用無線電話、携帯電話、自動車電話等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関、その他の非常通信連絡会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

7 通信訓練、研修会の実施等

【県、市町村】

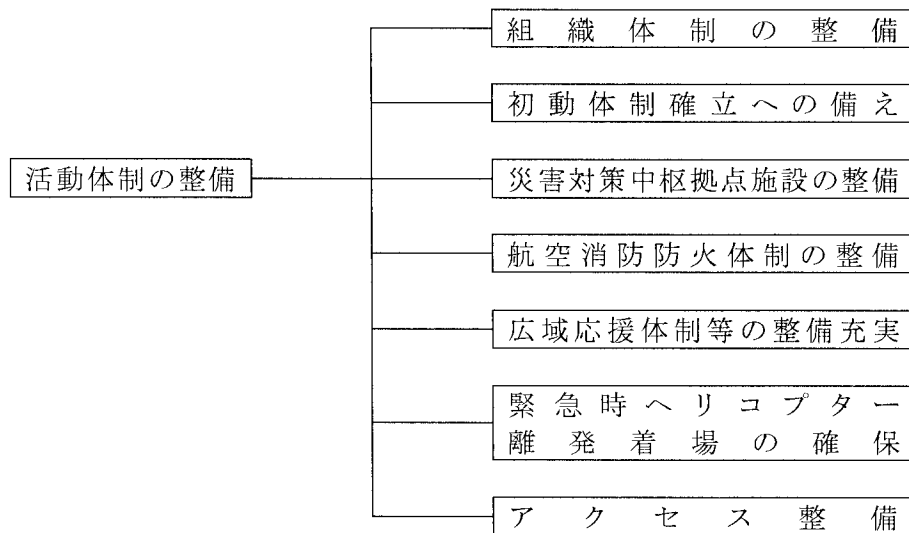
震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

第2款 活動体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査の結果を踏まえ、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第2項 対策



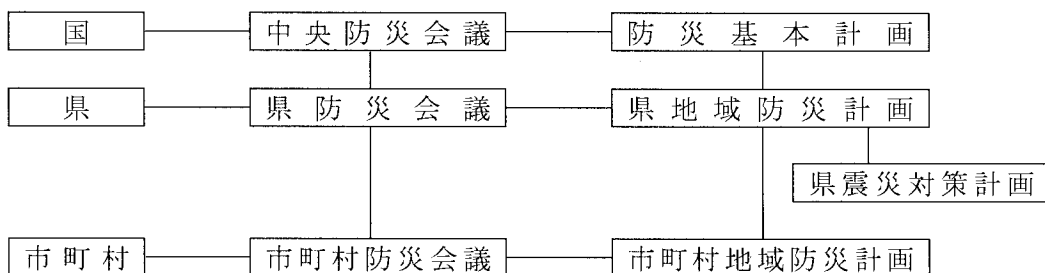
1 組織体制の整備

(1) 県の組織体制整備

【県(各部局)】

県は、防災会議を設置して、地域防災計画「震災対策編」等を作成し、それに基づき、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



ア 県防災会議

県は、基本法第14条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長または県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

法定委員（指定地方行政機関の長又は職員・陸自の長・県警察本部長）	
※ 第 1 号	九州管区警察局長 九州総合通信局無線通信部長 九州財務局宮崎財務事務所長 九州厚生局長 宮崎労働局長 九州農政局長 九州森林管理局長 九州経済産業局総務企画部長
	九州産業保安監督部長 九州地方整備局長 九州運輸局宮崎運輸支局長 大阪航空局宮崎空港事務所空港長 宮崎地方気象台長 宮崎海上保安部長 九州地方環境事務所長
2	陸上自衛隊第43普通科連隊長
3	宮崎県教育委員会教育長
4	宮崎県警察本部長
5	副知事 総務部長
知事任命委員（市町村長・消防機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長）	
6	宮崎県市長会長 宮崎県町村長会長 宮崎県消防長会長 宮崎県消防協会長
7	郵便事業株式会社宮崎支店長 日本銀行宮崎事務所長 日本赤十字宮崎県支部事務局長 日本放送協会宮崎放送局長 西日本高速道路株式会社 九州支社都城管理事務所長 九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部長 西日本電信電話株式会社宮崎支店長 日本運通株式会社宮崎支店長 九州電力株式会社宮崎支店長 株式会社宮崎日日新聞社代表取締役社長 株式会社宮崎放送代表取締役社長 株式会社テレビ宮崎代表取締役社長 株式会社エフエム宮崎代表取締役社長 宮崎ケーブルテレビ株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県医師会長 社団法人宮崎県看護協会会長 宮崎ガス株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県エルピーガス協会長 宮崎交通株式会社代表取締役社長 社団法人宮崎県トラック協会専務理事

※災害対策基本法第15条第5項による区分

イ 関連する県の防災組織

(7) 県災害対策本部

a 設置の根拠

基本法第23条

b 所掌事務

地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策の実施

c 組織

県災害対策本部の組織については、第3章第1節「県災害対策本部等の設置」に記載

(イ) 県水防本部

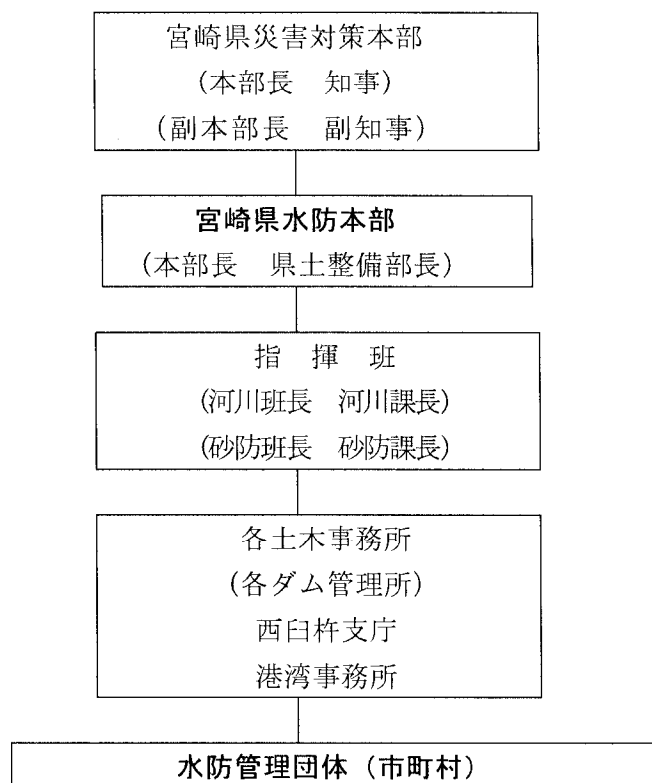
a 設置の根拠

県水防計画

b 所掌事務

県内の各河川、海岸における水災の警戒と防御

c 組織



ウ 県災害対策会議による庁内体制の整備

副知事を議長とする宮崎県災害対策会議を適宜開催し、災害対策に関して庁内の連絡調整を図り、これを総合的、計画的、統一的に推進するものとする。(宮崎県災害対策会議設置要綱)

(2) 市町村の組織体制整備

【市町村】

市町村は、基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性や地域特性及び「宮崎県地震被害想定調査」による当該市町村の被害予測結果に対応した市町村地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

(3) 防災関係機関の組織体制整備

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者】

県の地域を管轄し、または県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村等との連携を密にする。

2 初動体制確立への備え

【県、市町村】

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、地震被害等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模地震発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、各所属は気象情報提供企業の職員自動参集システムの活用、携帯電話・ポケットベルの利用等を検討する。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組み合わせて、随時行うものとする。

訓練の目的

- ① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
- ② 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
- ③ 災害警戒本部・津波関係4課など実働部門の訓練
- ④ 災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
- ⑤ 救助関係機関合同訓練

訓練の時期

- A 平日の早朝
- B 木曜・金曜の夜間
- C 休祭日の昼間
- D 勤務時間内

訓練の内容

- イ 緊急動員訓練
- ロ 緊急伝達訓練
- ハ 総合指揮本部・現地本部訓練
- ニ 機器の設置訓練
- ホ 機器取扱い習熟訓練
- ヘ 総合防災訓練

(5) 行動要領(マニュアル)の作成

県及び市町村の各部局は、地域防災計画「震災対策編」の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領(マニュアル)を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画「震災対策編」の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

県危機管理局及び市町村の消防防災担当課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

県及び市町村の各部局は災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 県の防災活動拠点の整備

【県】

ア 災害対策本部室等の整備

県は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、県庁舎内に災害対策の拠点となる

災害対策本部会議室及び総合対策部室を整備した。

(ア) 主な機能

- ・各種情報の収集・処理・伝達機能
- ・災害対策の審議・決定機能
- ・災害応急対策活動の指揮・指令機能

(イ) 主な設備

a 災害対策本部会議室

- ・2面スクリーン表示システム
- ・情報通信機器
- ・非常用電源

b 総合対策部室

- ・3面スクリーン表示システム
- ・情報通信機器
- ・非常用電源

イ 代替拠点施設の整備

県は、県庁舎の被災時の代替拠点として、防災センター(仮称)の整備を検討することとする。

(2) 市町村の防災活動拠点の整備

【市町村】

市町村は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

4 航空消防防災体制の整備

(1) 県の航空消防防災体制の整備

県は、航空消防防災体制を整備するため、防災救急ヘリコプターを導入し、防災救急航空センターの設置を図るものとする。

また、市町村や消防本部など関係機関と調整を図り、効率的な運用ができるよう、運航基準や管理規程などを整備していくとともに、他県との相互応援体制の推進を図り、広域的な航空消防防災体制の整備に努めるものとする。

(2) 市町村の航空消防防災体制の整備

市町村は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

(3) 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市町村等との連携を密にするものとする。

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

県は、他の九州各県及び山口県に応援を要請もしくは応援を行うのにあたって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

全国都道府県における災害時の広域応援協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

協定名	締結団体	締結年月日
九州・山口9県災害時相互応援協定	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成7年11月8日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国47都道府県	平成8年7月18日

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【市町村】

市町村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

(3) 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備

【県、市町村】

県、市町村と自衛隊は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

【警察】

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

【消防機関】

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(5) 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備

【県】

ア 応援要請に対応するための体制整備

県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

イ 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

6 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模地震発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておくものとする。

また、ヘリコプターによる現地訓練を実施し、その検証を行うものとする。

【県】

県は県内の緊急時ヘリコプター離着陸場に関する「緊急時ヘリコプター離着陸場台帳」（以下「台帳」という）を作成し、事前に、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁等のヘリ保有機関に配布するものとする。

また、上記台帳を防災情報システム上にデータベースとして整備し、今後、ヘリ保有機関と協力して計画的に画像データ等についても整備を進めていくものとする。

【市町村】

市町村は、資料「緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件、要件A及びB」に基づき最低2か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しな

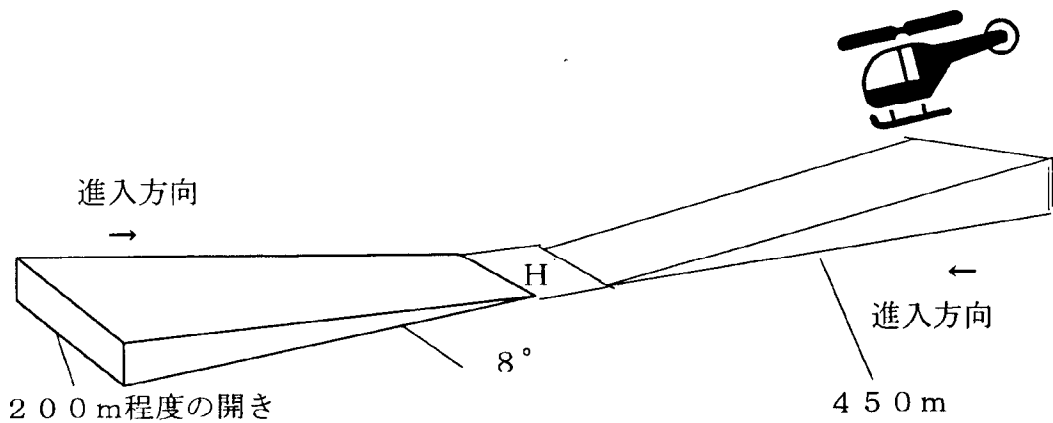
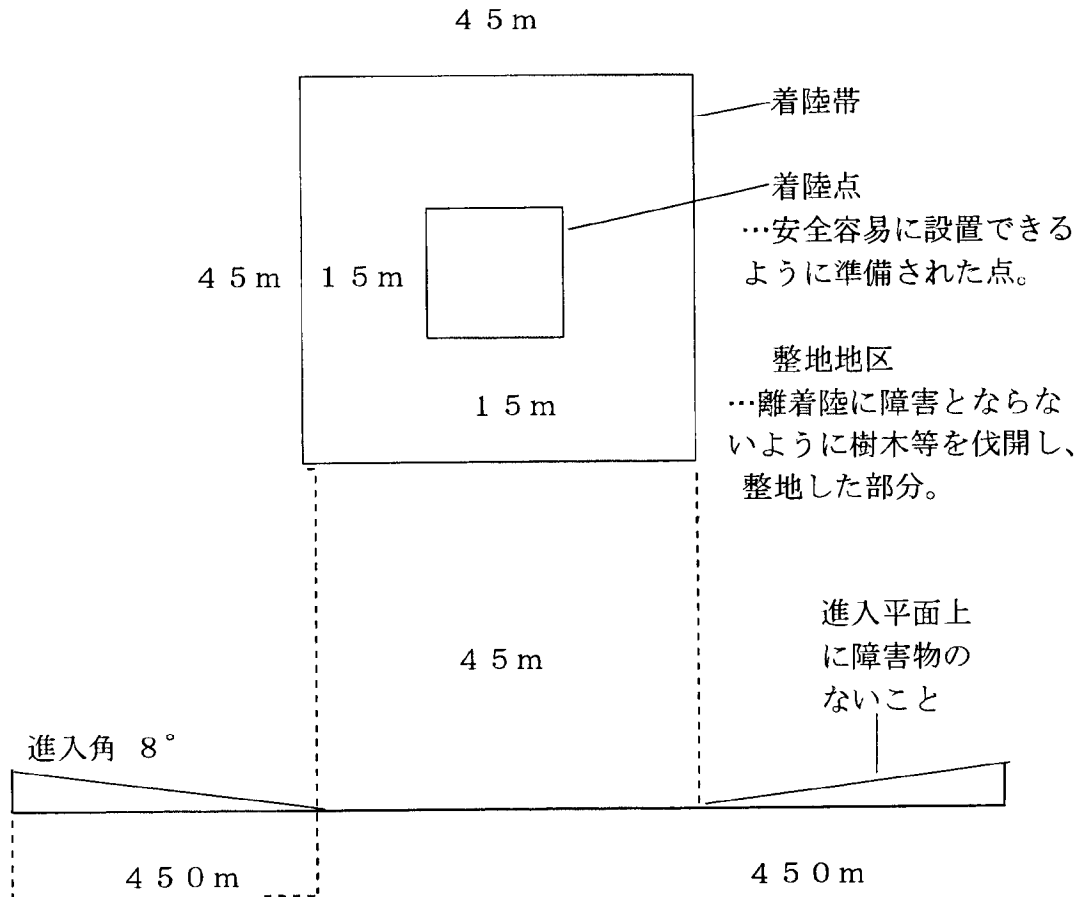
い緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、市においては2箇所、町村においては1か所選定しておくものとする。

<緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件>

●要件A

1 離着陸のための必要最小限度の地積

- (1) 45m×45m の地積は無障害地帯であること(下図参照)。
- (2) 進入平面より上に障害物のないこと。



2 地表面等の状況

- (1) 地表面は、堅固であること。(コンクリート、芝生は最適)
- (2) 十分に平坦であること。
- (3) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること。
- (4) 四囲にあまり障害物のないこと。
- (5) 車両の進入路のあること。

●要件B

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

1 地積

最低 $10,000\text{m}^2$ (100×100) m^2 の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば $15,000\text{m}^2$ 以上が望ましい。)

2 水利

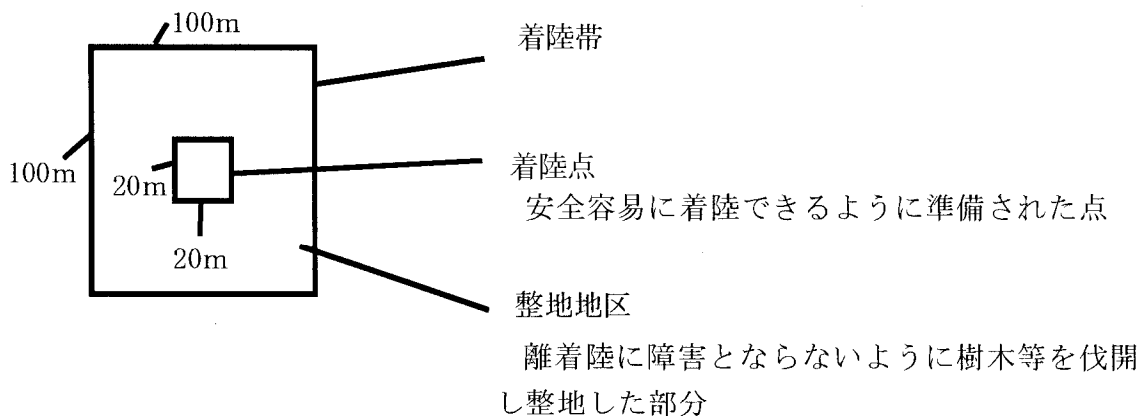
- (1) 近くに水源があること。
- (2) 水源は、最低100トンはあること。
- (3) 1m^3 /分以上の取水が可能であること。

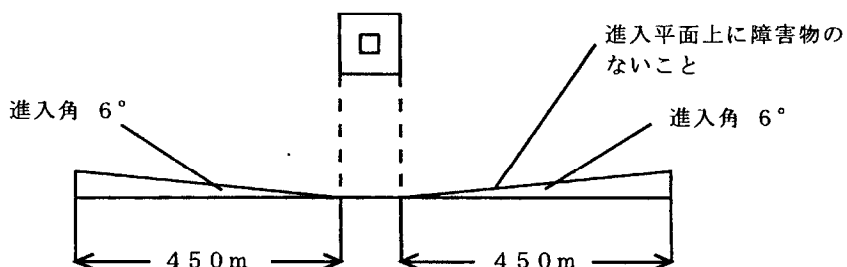
3 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。

(10トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

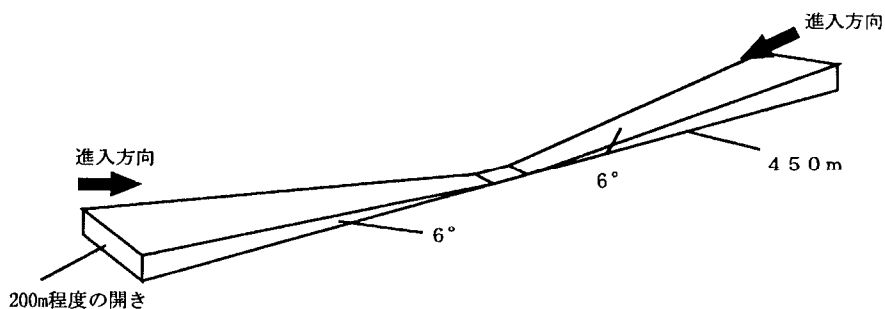
参考 (C H47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積)





災害時の運用に当たっては、「第3章 震災応急対策計画第3節広域応援活動、自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保・6緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に従うこと。

CH47ヘリコプター



7 アクセス整備

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努めるものとする。

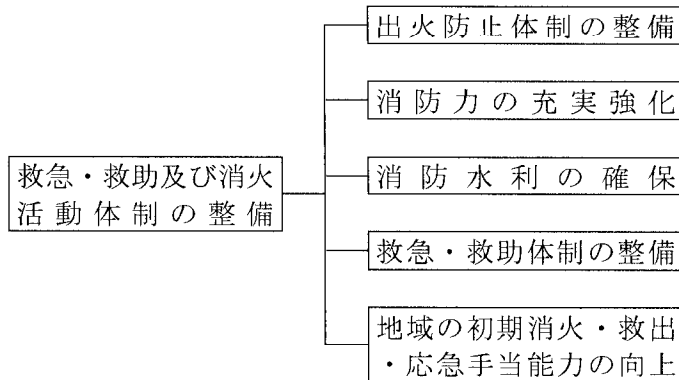
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、地震による火災の発生と多数の死傷者が想定されている。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第2項 対策



1 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

【県、市町村】

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

【市町村】

ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱

う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 建築同意制度の活用

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(6) 火災予防条例の活用

【市町村】

市町村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

【県】

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事または整備に関する講習を実施する。

また、市町村は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

2 消防力の充実強化

(1) 消防の常備化の推進

【県、市町村】

本県では、消防職員を配置せず消防団のみで、火災をはじめとする災害に対応している市町村がまだ7団体も存在しており、消防職員を配置(消防常備化)している市町村数の割合は76.7%となっている。

各種の災害に迅速に対応するためには、消防常備体制を整備することが是非とも必要であり、県及び市町村は今後とも非常備地域の解消に取り組むものとする。

(2) 消防の広域化の推進

【県、市町村】

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び市町村は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、非常備町村も含めて、常備消防の広域化を検討する。

(3) 消防施設・設備の強化と保全

【市町村】

市町村は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設を拡充強化し、また、その保全を図るものとする。

ア 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防署、同出張所を設置し、消防ポンプ自動車を設置するものとする。

イ 地域の実情に応じて、化学消防自動車、救急自動車及び消防艇等を配備するものとする。

ウ 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

エ 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、市町村は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

オ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

【市町村】

多大な動員力を有する消防団は地域防災の中核的存在であり、市町村は消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。

(5) 総合的な消防計画の策定

【市町村】

市町村は大地震に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(6) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

3 消防水利の確保

【市町村】

(1) 市町村は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールやビルの保有水の活用、河川、濠、海等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

【県】

(1) 県は、消防施設等整備費補助事業など、国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業を実施し、市町村の消防水利の確保を促進する。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

4 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

【県、市町村】

大規模な震災によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急隊員の専任化の促進
- エ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- オ 消防本部管内の医療機関との連携強化
- カ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

【県、市町村】

- ア 市町村は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- イ 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- ウ 市町村は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

(3) 救助機関の連携体制の強化

【県、市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊】

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。

今後、この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図ることとする。

[宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織]

議長 危機管理課長

機 関 名	委 員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城地区消防本部消防長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長 消防保安課長

5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

【県、市町村、自主防災組織・住民】

(1) 災害時要援護者等の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者等を把握しておくものとする。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、県、市町村はこうした地域のとりくみを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市町村はその指導助言にあたりとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市町村は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

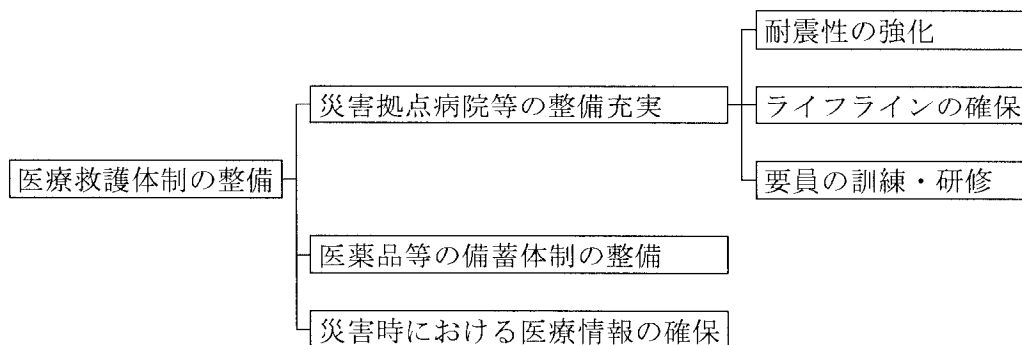
第4款 医療救護体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査では、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、県民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されている。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があり、災害拠点病院の整備充実を図るなど、医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

第2項 対策



1 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域災害医療センター

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害医療センター」を全ての二次医療圏に計9病院指定している。

当センターは、各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、各センターの実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害医療センター」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当センターは県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

災害拠点病院一覧

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター	全医療圏	県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院
地域災害医療センター	県北部	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院 医療法人泉和会千代田病院 医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都市西児湯医師会立西都救急病院
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
	西諸	小林市立市民病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
	日南串間	県立日南病院

2 医薬品等の備蓄体制の整備

県は、医薬品(解熱鎮痛消炎剤、精神神経用剤、抗生物質等)などの備蓄及び保管場所の整備を行っている。

また、輸血用血液製剤は、宮崎県赤十字血液センターにおいて確保する。

なお、大規模災害時において輸血用血液製剤が不足する場合は、九州各県の血液センターを通じてその確保に努める。

3 災害時における医療情報の確保

災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うためには、正しい情報を速やかに把握することが重要である。このためには、医療機関、消防組織等のネットワークによる通常時の救急医療情報システムに国及び隣接県等を加えた「広域災害・救急医療情報システム」が有効である。

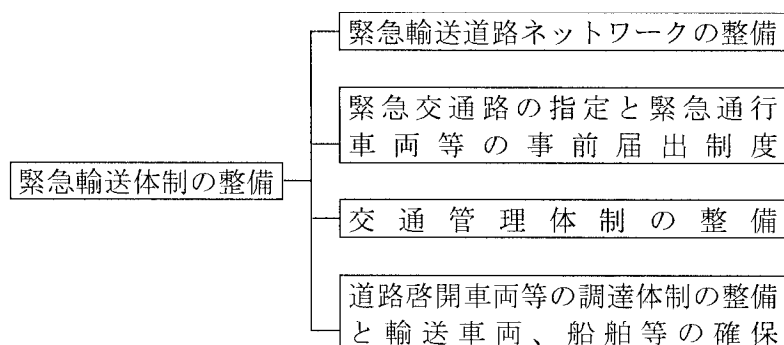
本県においては、当該システムは平成13年3月から運用を開始しているが、システムを有効に活用するため、引き続き関係機関と協議を行っていく。

第5款 緊急輸送体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、地震による建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定されている。これらの被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

第2項 対策



1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

【県】

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。

ア 第1次緊急輸送道路

- ① 主な都市間を結ぶ主要道路
- ② 関係機関を結ぶ主要な道路

イ 第2次緊急輸送道路

- ① 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- ② 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の計画図を次々頁の表に示す。

(2) 緊急輸送道路の整備

【九州地方整備局、県、市町村、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、

緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 港湾・漁港の指定と整備

【県、市町村】

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送等を行う拠点として、考えられる港湾・漁港を指定し、港湾・漁港の整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

防災拠点の一覧表

()重複で内数

拠点種類	拠点名	備考	拠点数	道路区分		
				第1次	第2次	
1. 地方公共団体	県庁舎		1	●		
	地域中心都市の役場	延岡、日向、西都、宮崎、都城、小林、日南	7	●		
	その他の市町村役場		37		●	
	支庁	西臼杵支庁	1		●	
	道路管理事務所	土木事務所	16		●	
	水道局	宮崎市、延岡市、都城市	3		●	
	災害対策本部	宮崎県庁（県庁舎と同じ）	(1)1		●	
	災害対策地方支部	農林振興局、土木事務所、支庁(支庁、土木事務所と同じ)	(9)9		●	
2. 指定行政機関／ 指定地方行政機関等	国土交通省	河川国道事務所	2		●	
		出張所	12		●	
		宮崎港湾・空港整備事務所	1		●	
		大阪航空局宮崎空港事務所	1		●	
		宮崎地方気象台	1		●	
		宮崎海上保安部	1		●	
		宮崎運輸支局	1		●	
		財務省	宮崎財務事務所	1		●
	農林水産省	九州農政局宮崎農政事務所	1		●	
	厚生労働省	宮崎労働局（財務事務所と同じ）	(1)1		●	
	警察機関	県警本部	1		●	
		警察署	13		●	
	消防機関	消防署	13		●	
3. 指定公共機関／ 指定地方公共機関等	日本郵政公社	宮崎中央郵便局	1		●	
		普通郵便局	11		●	
	西日本高速道路	工事事務所	2		●	
		管理事務所	1		●	
	道路公社	宮崎県道路公社	1		●	
		道路管理事務所	2		●	
	ライフライン	電気（営業所以上）（本店、宮崎支店と同じ）	(1)17		●	
		電話	8		●	
		ガス	3		●	
	鉄道管理者	J R 総合鉄道事業部	1		●	
		J R 保線区	2		●	
		高千穂鉄道（株）	1		●	
	放送局	NHK	1		●	
		テレビ局	6		●	
		ラジオ局	1		●	
	4. 自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊	2		●
			航空自衛隊	1		●
地方連絡部	1			●		
5. 救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	空港	宮崎空港	1	●		
	ヘリポート	大型ヘリ離着陸可能地	50		●	
		重要港湾	重要港湾	3	●	
			地方港湾	13		●
	第2種、第4種漁港	第2種、第4種漁港	12		●	
		鉄道駅前広場	地域中心都市	6		●
	物流拠点	市場	3		●	
		トラックターミナル	29		●	
	広域防災拠点(備蓄基地)	食料、医薬品、衣料（赤十字社、延岡土木と同じ）	(2)6		●	
	都市公園空間を利用した 防災拠点	県総合運動公園	1		●	
	道路空間を利用した 防災拠点	I. C. S. A. P. A	17		●	
道の駅		8		●		
6. 災害医療拠点	総合病院等	日本赤十字社	1		●	
		国立病院	5		●	
		県立病院	5		●	
		その他公立病院	19		●	
		その他総合病院	56		●	
		血液センター	1		●	
		保健所	11		●	
	計	(15)434				

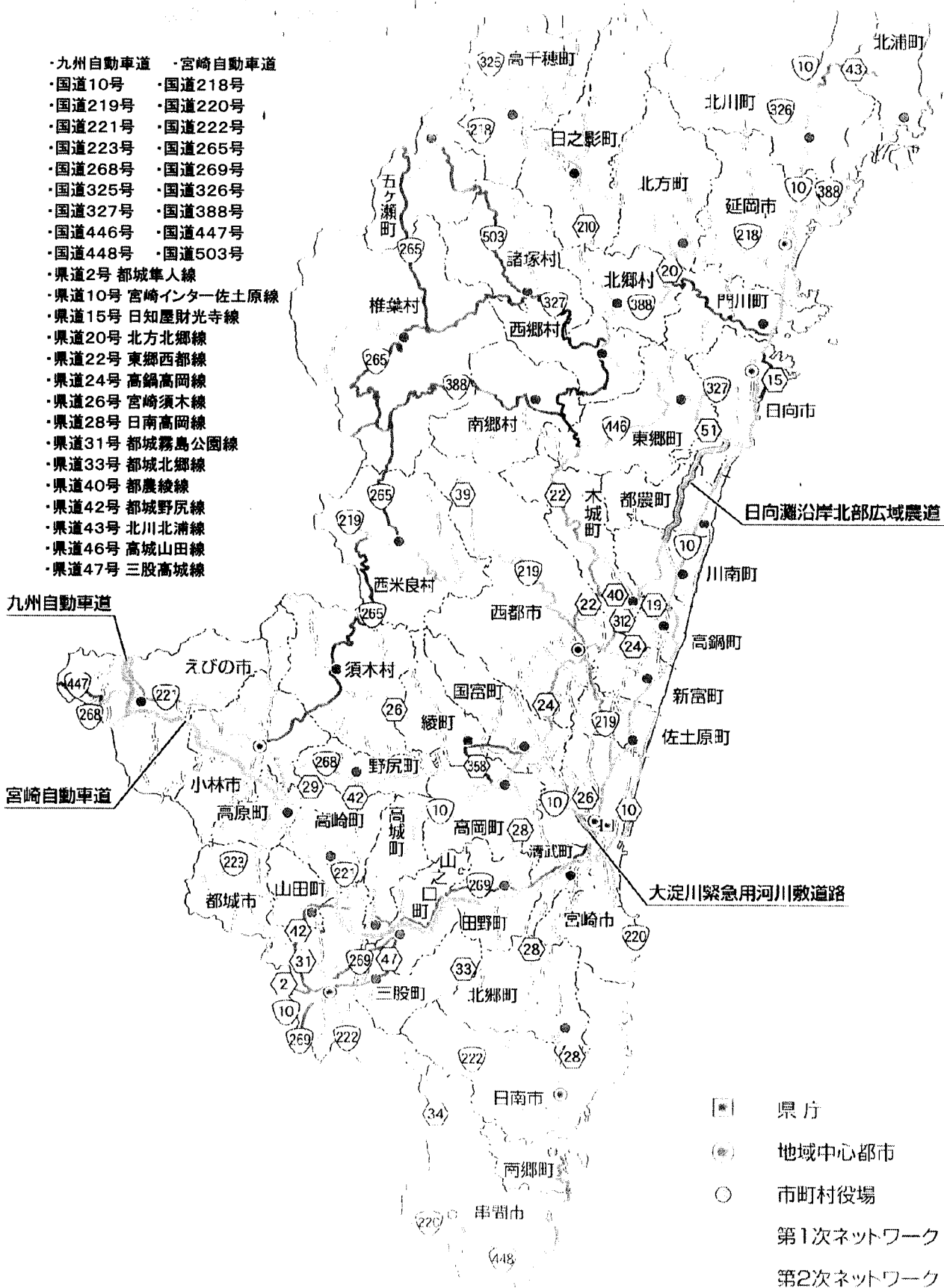
- ・九州自動車道
- ・宮崎自動車道
- ・国道10号
- ・国道218号
- ・国道219号
- ・国道220号
- ・国道221号
- ・国道222号
- ・国道223号
- ・国道265号
- ・国道268号
- ・国道269号
- ・国道325号
- ・国道326号
- ・国道327号
- ・国道388号
- ・国道446号
- ・国道447号
- ・国道448号
- ・国道503号
- ・県道2号 都城隼人線
- ・県道10号 宮崎インター佐土原線
- ・県道15号 日知屋財光寺線
- ・県道20号 北方北郷線
- ・県道22号 東郷西都線
- ・県道24号 高鍋高岡線
- ・県道26号 宮崎須木線
- ・県道28号 日南高岡線
- ・県道31号 都城霧島公園線
- ・県道33号 都城北郷線
- ・県道40号 都農綾線
- ・県道42号 都城野尻線
- ・県道43号 北川北浦線
- ・県道46号 高城山田線
- ・県道47号 三股高城線

九州自動車道

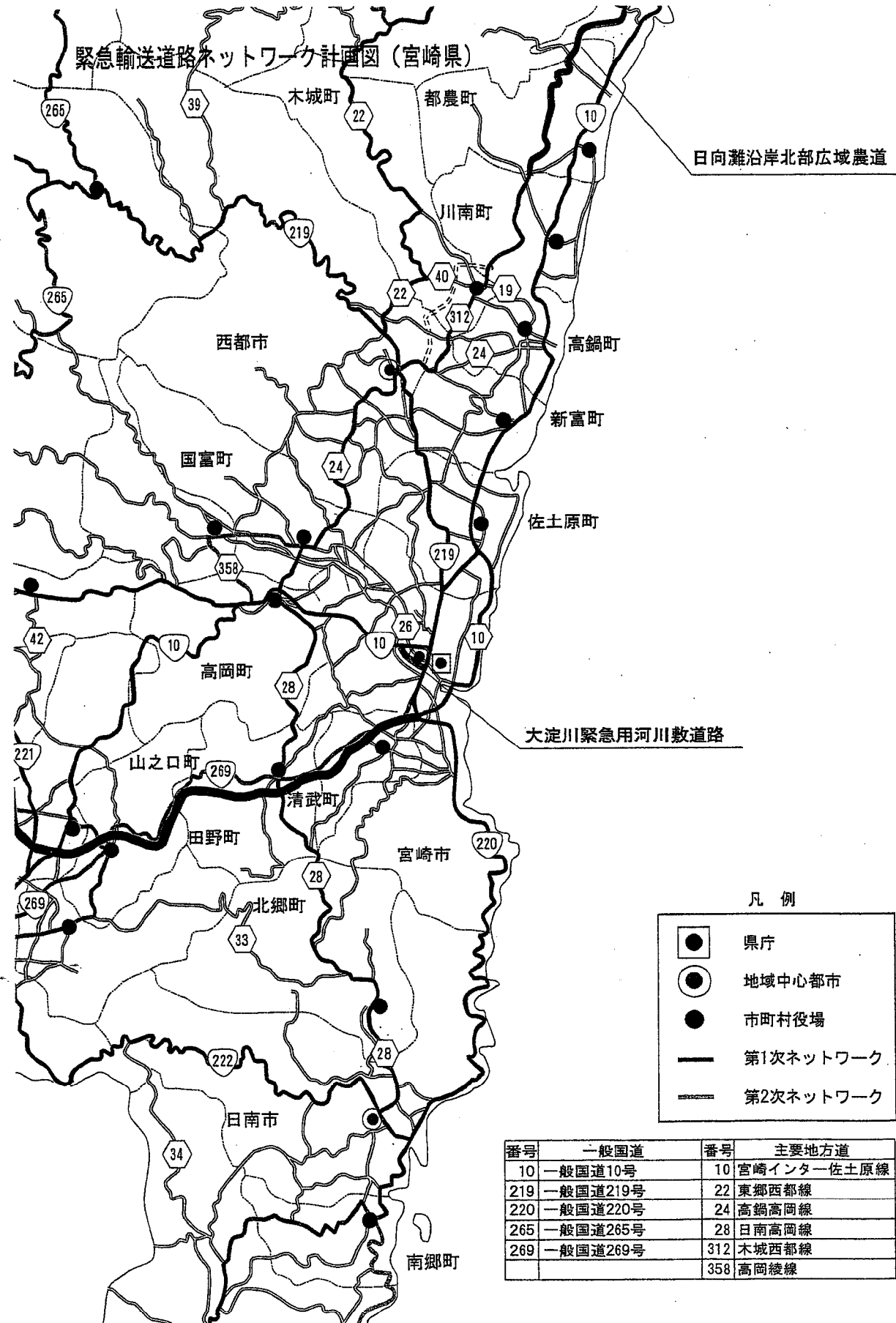
宮崎自動車道

日向灘沿岸北部広域農道

大淀川緊急用河川敷道路



- ▣ 県庁
- 地域中心都市
- 市町村役場
- 第1次ネットワーク
- 第2次ネットワーク



2 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

【県警察本部】

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行なうための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道の中から緊急交通路を指定している。

※指定路線26路線、詳細は第3章応急対策計画第6節第2款

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理するものとする。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合。

(ア) 災害時に、基本法第50条第1項の業務に従事する車両

(イ) 指定行政機関等の所有車両等

イ 事前届出の申請手続

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

(ウ) 申請書類

a 緊急通行車両等事前届出書（様式1）

b 自動車検査証の写し

c 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を各2通

ウ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式1の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

様式-1 事前届出書

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 (印)		地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 (印)	
番号標に表示されている番号		(注)1.警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。 2.届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3.次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2)緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3)その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 () 局 番 氏名		
出 発 地			
(注)この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。			

(注)用紙は、日本工業規格A4とする。

3 交通管理体制の整備

【県、県警察本部】

(1) 道路防災情報施設等の整備

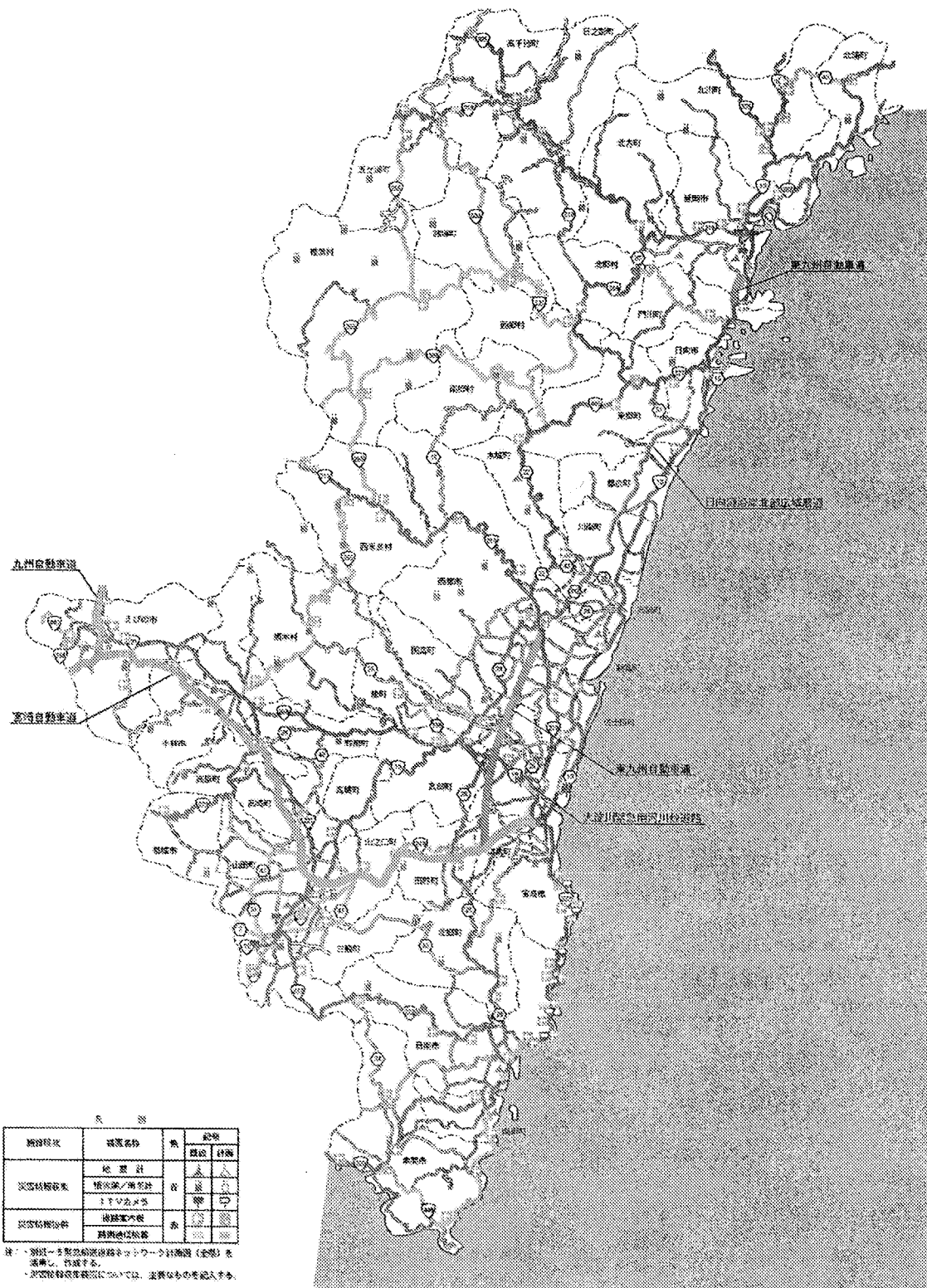
県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を道路防災情報ネットワーク計画に基づき整備する。

(2) 交通管制施設等の整備

県警察本部は、交通管制が実効あるものとするため、交通情報板、監視テレビカメラ、信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

さらに、県警備業協会との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、災害時の交通管制が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

道路防災情報ネットワーク計画図（宮崎県）



4 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

【道路管理者】

道路管理者は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備するものとする。

(2) 輸送車両、船舶等の確保

【県】

県は、県の保有車両、船舶等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

【港湾管理者】

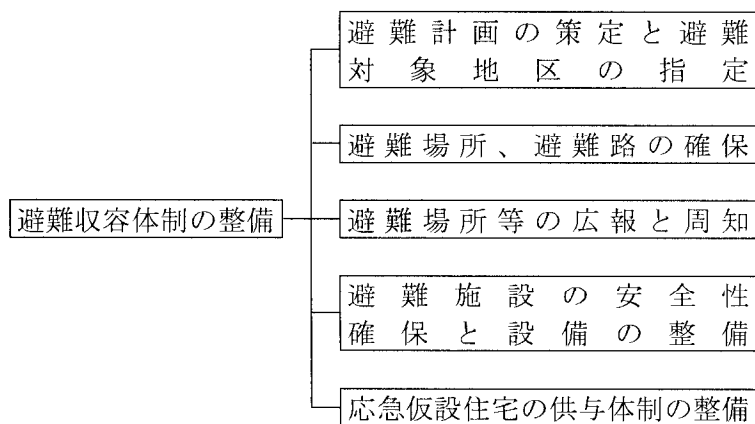
港湾管理者は、建設業者等との協定の締結などにより、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第6款 避難収容体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

第2項 対策



1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

【市町村】

(1) 避難計画の策定

市町村は次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。

- ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所(避難地及び避難所)の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 飲料水の供給
 - (イ) 炊き出しその他による食品の供給
 - (ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与

- (エ) 負傷者に対する応急救護
- (オ) 災害時要援護者に対する介助等の対応
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

市町村は、地震被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、津波による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市町村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

2 避難場所、避難路の確保

(1) 避難場所の指定

【市町村】

市町村は、当該市町村に関連する地震被害想定調査の結果に基づき、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難場所（避難地及び避難所）を指定する。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

- ア 避難所の指定に当たっては、当該地区の避難者数を想定し、その量的な確保を図る。
- イ 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とする。

なお、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。

- ウ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。

(ア) 隣接する市町村の公共施設等の利用

(イ) 企業や個人が保有する施設等の利用

- エ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

【県】

県は、市町村が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について支援する。

また、市町村の避難所の確保を支援するため県有施設の利用を推進する。

(2) 避難路の確保

【市町村】

市町村は、避難場所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

【市町村】

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難場所等の広報と周知

市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所の広報

避難場所の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ア 避難場所の名称
- イ 避難場所の所在位置
- ウ 避難場所への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市町村は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

【県、市町村】

地震時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

【県】

県は、避難所に指定されている県の施設のうち、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築を計画的に行っていくものとする。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や災害時要援護者にも配慮した避難所生活に必要な資材や設備の整備に努めるものとする。

また、災害時要援護者に対応するため、伝達事項の掲示板の設置や出入口の段差解消の

スロープ等の整備に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

【県】

県は、市町村の避難所の備蓄物資及び設備の整備に関して助言指導を行うとともに、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名・住所等に関する被災者情報のシステム

を整備するものとする。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与体制を整備するものとする。

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備すること。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等により実施すること。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障害者等の災害時要援護者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設にあたっては、社団法人プレハブ建築協会との協定（「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）等により支援を行う。

第7款 備蓄に対する基本的な考え方

地震被害想定調査の結果を踏まえて、災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

県及び市町村は、次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮するものとする。

【市町村】

1 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努めること。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努めること。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めること。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこと。

2 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給すること。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮すること。

【県】

県は、市町村の物資入手に関して、民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用のあった場合、当該市町村からの要請に応じて、速やかに物資の供給が図られるよう、物資の公的備蓄や流通在庫備蓄に努める。

【県、市町村】

1 各家庭や職場での物資等の備蓄

県、市町村は、県民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するものとする。

2 災害対策要員分の備蓄

県、市町村は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討するものとする。

第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

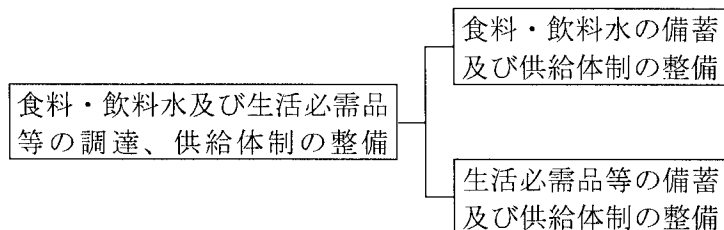
第1項 基本方針

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

また、県は災害救助法の適用に当たって食品等の物資を供給する場合に備え、災害救助基

金において物資の備蓄に努めるものとする。

第2項 対策



1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 県の体制整備

県は、市町村の食料入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村へ食料を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

(ア) 公的備蓄

【県】

県は現在以下の食料備蓄を行っており、今後も備蓄に努める。

a 備蓄品目

アルファ米・おかゆ・パンの缶詰・ドライミルク

b 備蓄場所

- ① 日本赤十字社宮崎県支部
- ② 消防学校
- ③ 延岡総合庁舎
- ④ 小林総合庁舎
- ⑤ 都城総合庁舎（飲料水）
- ⑥ 日南市保健福祉総合センター
- ⑦ 西臼杵支庁（飲料水）

(イ) 流通在庫備蓄

【県】

県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料の確保に努めるものとする。

また、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

a 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(ウ) 政府所有の米穀・乾パンの調達体制の整備

【県、九州農政局宮崎農政事務所】

県及び九州農政局宮崎農政事務所は、災害時における市町村からの支援要請に対応し、政府所有の米穀・乾パンの買い受け・引き渡しを円滑に行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

イ 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- (7) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。
- (イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても備蓄に努めること。
- (ウ) 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、九州農政局宮崎農政事務所、政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

ウ 事業所、住民等の備蓄

【事業所、住民】

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

【水道事業者】

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3㍓/人日
- ・7日目まで 20㍓/人日
- ・14日目まで 100㍓/人日
- ・15日から28日目まで 250㍓/人日
- ・29日目以降 通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所
- ・7日目まで 避難所・給水拠点
- ・14日目まで 150m程度
- ・15日から28日目まで 10m以内
- ・29日目以降 通常通水

カ 応急資機材の確保

他県からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

ク 応援受入拠点の整備

- ・応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- ・緊急時に備えて、各種図面(管路図等)及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

【県】

県は、応急給水・復旧に係る連絡調整を行う体制を整備するとともに、あらかじめ応援資機材等の備蓄量を把握するなど広域的相互応援体制の整備を行うものとする。

また、緊急時の水質検査体制の整備を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった場合、必要に応じて当該市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、簡易浄水器具等の公的備蓄やペットボトル等の流通在庫備蓄に努めるものとする。

ア 県内市町村水道事業者間の相互応援体制の整備

県は、県内市町村水道事業者間の相互応援協定等の締結指導など応援体制の整備を行う。

イ 他県との広域相互応援体制の整備

県は、他県との広域相互応援体制について、あらかじめ地震被害想定に基づいて国及び他県等と協議・調整を行う。

ウ 応急給水等訓練の実施

県は、水道事業者が策定する応急給水・復旧基本計画に基づいた広域的な応急給水等訓練を行う。

エ 応援資機材等の把握

県は、県内水道事業者の応援資機材の備蓄量を把握し、水道事業者に情報提供を行う。

オ 応援連絡体制の把握

県は、県内水道事業者の応援連絡体制を把握するとともに、水道事業者に応援可能事業者等の情報提供を行う。

カ 水質検査体制の整備

県は、緊急時における水質検査体制の整備を行う。

【市町村】

市町村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 県の体制整備

【県】

県は、市町村の生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村への生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

ア 公的備蓄

県は現在、次の生活必需品等の備蓄を行っており、今後も備蓄に努める。

(ア) 備蓄品目

毛布、タオル、肌着セット、組立トイレ等

(イ) 備蓄場所

- ① 日本赤十字社宮崎県支部
- ② 消防学校
- ③ 都城総合庁舎
- ④ 延岡総合庁舎
- ⑤ 小林総合庁舎
- ⑥ 日南市保健福祉総合センター
- ⑦ 西臼杵支庁

イ 流通在庫備蓄

県は、小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、生活必需品の確保に努めるとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

なお、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

(7) 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(2) 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、災害時要援護者にも配慮した物資の給(貸)与に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

- ・寝具
就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
- ・外衣
ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
- ・肌着
男女下着、子供下着等
- ・身の回り品
タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
- ・食器、日用品
食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、電池等
- ・その他、応急的に必要な生活必需品

(3) 事業所、住民等の備蓄

【事業所、住民】

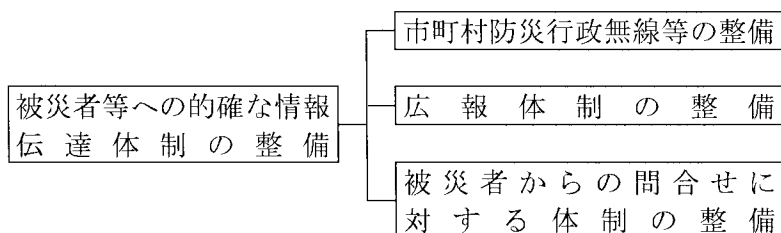
事業所及び住民は、日常生活に必要な前記アに掲げる品目を備えるものとする。

第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査によると、通信施設の復旧作業には最大で11日間を要すると予想されている。災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

第2項 対策



1 市町村防災行政無線等の整備

【市町村】

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の3種類がある。

- ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム
- イ 同報系無線：地震情報や災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム
- ウ 地域防災無線：市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行うシステム

県内の整備状況は次の通りである。(平成18年4月1日現在)

- ・同報系 24市町村
- ・移動系 30市町村
- ・地域防災系 4市町村

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市町村防災行政無線の整備を推進するものとする。

(2) 消防無線整備の推進

消防無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

【県】

県は、消防施設等整備費補助事業など国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業により財政支援を行い、市町村防災行政無線等の整備を促進する。

(3) 多様な手段の整備

【市町村】

被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、有線系や携帯電話も含め災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

【県】

- (1) 取材への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理局が、災害対策本部設置時には、本部長の指示により秘書広報班長が行うこととする。
- (2) 県は各放送局とは、資料「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」のとおり災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

【警察】

報道取材に対する窓口は警備第二課とし、多数の行方不明者及び死傷者を生じた場合は、広報担当課と連携して行うこととする。

なお、災害認定については、災害認定機関である市町村と意思を確認した上で報告するものとする。

【市町村】

- (1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を經由して情報の提供を行う体制とするものとする。
- (2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく必要がある。

【県、警察】

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。
 - ア 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保
 - イ 各部局ごとの窓口対応職員の指定
- (2) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

【市町村】

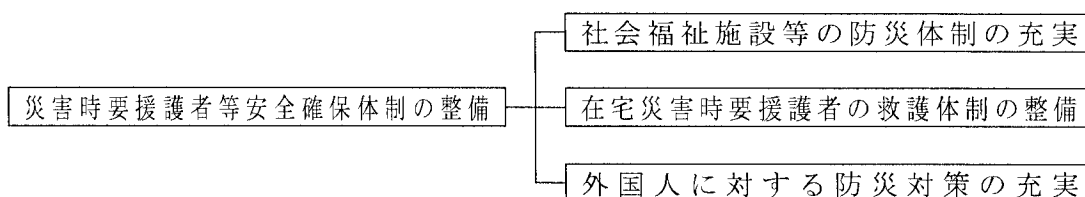
- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
- (2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

第10款 災害時要援護者等安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人などいわゆる災害時要援護者と呼ばれる人々の犠牲が多くなっている。このため、社会の高齢化や国際化の急速な進展を迎え、県、市町村及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、地震災害から災害時要援護者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における災害時要援護者等の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策



1 社会福祉施設等の防災体制の充実

【社会福祉施設管理者】

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下、「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備するものとする。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した地震防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の震災発生にも十分に対応できる計画とすること。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

(3) 施設の耐震性等の確保

震災時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

震災時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

【県、市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行うこと。

また、震災後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておくこと。

2 在宅災害時要援護者の救護体制の整備

【市町村】

市町村は、災害時要援護者の安否確認や速やかな避難及び救護を実施するため、あらかじめ次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 在宅災害時要援護者の状況把握

ア 保健医療サービスや福祉サービスを受けている災害時要援護者のリストなどにより、避難所で介助を要する災害時要援護者のリスト等を整備し、平常時からその状況を把握しておくこと。

イ 民生・児童委員、地域住民、ボランティア組織等と連携し、速やかに災害時要援護者の安否確認ができる体制を整備しておくこと。

ウ 安否確認を行う上で、災害時要援護者のプライバシーに係わる情報を開示する場合も想定されることから、震災時の情報開示について本人等から同意を得ておくなど、災害時要援護者に関する情報開示の方法を検討しておくこと。

(2) 避難等の伝達方法の整備

震災時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておくこと。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する災害時要援護者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておくこと。

【県】

県は、市町村の行う在宅災害時要援護者の救護体制の整備について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

【市町村】

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

【県】

県は、外国人の所在の把握についての指導・助言を行う。

(2) 防災知識の普及・啓発

【県、市町村】

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

【県、市町村】

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び(財)宮崎県国際交流協会の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

【県、市町村】

市町村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、県及び市町村は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国人への行政情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。また、活字にはふりがなをつけることなども検討する。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

【県、市町村】

県及び市町村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの登録・養成

【県国際交流協会】

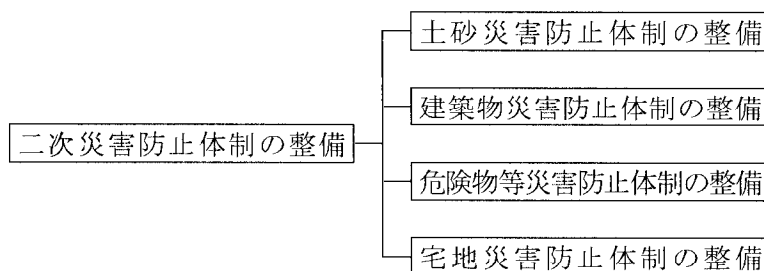
県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

第11款 二次災害防止体制の整備

第1項 基本方針

地震被害想定調査によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進するものとする。

第2項 対策



1 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。

【県】

(1) 土砂災害危険箇所の把握

(2) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

【市町村】

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

2 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から県民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

【県】

建築士等を対象に、応急危険度判定士を1,000名程度確保し、体制を整備する。

ア 判定士の確保

被災建築物の危険度を判定する宮崎県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を次により計画的に確保する。

(ア) 判定士の登録は、「宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱」に基づき行う。

(イ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士
- b 前各号に規定する者のほか、知事が認めた者

(ウ) 登録は、応急危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。

(エ) 1,000名程度の判定士を確保する。

イ 動員体制の整備

震災時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ 判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定用シート、判定用紙等を建築物の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

震災時に応急危険度判定を行う判定実施体制を整備し、判定士の受入体制を整備するものとする。

3 危険物等災害防止体制の整備

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

【県】

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

【市町村】

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【関係機関(危険物取扱事業所)】

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修

会等への積極的参加

- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

【県】

ア 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立

イ 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

【火薬類取扱施設管理者等】

ア 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。

イ 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

(3) 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス取締法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進するものとする。

【県】

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

【高圧ガス製造事業者】

ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施

イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持

ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施

エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施

オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓蒙に努めるものとする。

【県】

ア 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。

ウ 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

【(社)宮崎県エルピーガス協会】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

【液化石油ガス販売事業者等】

ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

- イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む)を設置するものとする。
- ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

(5) 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実を図るものとする。

【県】

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施

イ 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導

ウ 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供

エ 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

【関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)】

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

イ 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上

ウ 災害応急対策用資機材等の整備

4 宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、県民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制の整備を図る。

【県】

ア 宅地判定士の確保

被災宅地の危険度を判定する宮崎県被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を次により計画的に確保する。

(ア) 宅地判定士の登録は、「宮崎県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき行う。

(イ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

a 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第18条各号又は都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1号イからトに該当する者

b 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者

c 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者

d 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、上記aからcと同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者

e その他、学識経験者等で上記aからdと同等以上の知識及び経験を有する者として、特に知事が認めた者

(ウ) 登録は、被災宅地危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。

(エ) 100名程度の宅地判定士を確保する。

イ 動員体制の整備

震災時に迅速な宅地危険度判定活動を行うため、宅地判定士の危険度判定訓練の実施や、

宅地判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、被災宅地危険度判定連絡協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ 判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定調査票、判定ステッカー等を宅地の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備するものとする。

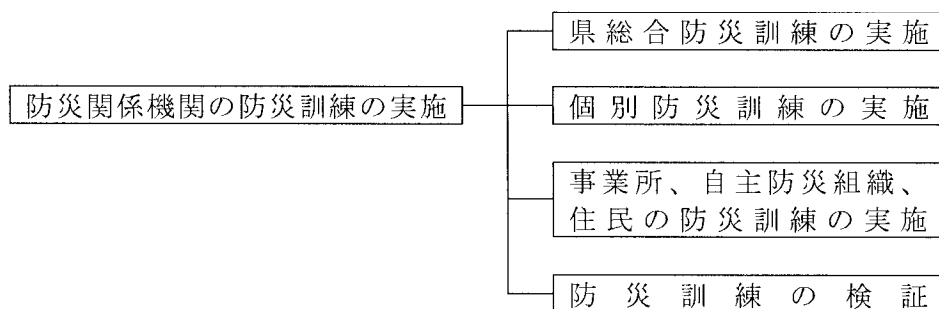
第12款 防災関係機関の防災訓練の実施

第1項 基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

第2項 対策



1 県総合防災訓練の実施

【県、市町村、防災関係機関】

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(2) 実施場所

県内各地域において実施する。

(3) 訓練種目

- ① 災害対策本部設置、運営
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④ 救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ ライフライン復旧
- ⑥ 各種火災消火
- ⑦ 道路復旧、障害物排除
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報収集伝達
- ⑩ 海上流出油防除

⑪ 各関係機関の共同連携要領

⑫ その他地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、本計画に定める応急対策を中心に幅広い種目について訓練を実施する。

(4) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア組織、災害時要援護者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(5) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

2 個別防災訓練の実施

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

(1) 水防訓練

【県、水防管理者】

県及び水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

(2) 消防訓練

【消防関係機関】

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 災害救助訓練

【県、災害救助実施機関】

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

県救助機関災害対策連絡会議構成機関は合同で情報伝達・収集、指揮活動等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

【県、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

【市町村、警察等避難訓練実施機関】

市町村及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院・集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 災害警備活動及び交通規制訓練

【警察】

県警察本部は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により災害警備活動及び交通規制訓練を実施する。

(9) 海上防災訓練

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、排出油事故による海上災害が発生した場合を想定し、迅速的確な情報伝達・排出油の防除・消火等の応急作業を訓練するとともに関係機関との協力体制の確立及び排出油災害対策の充実強化を図る。

(10) 広域防災訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 広域災害対処訓練

【陸上自衛隊、県、市町村】

陸上自衛隊は、県又は市町村が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

(12) ライフライン復旧訓練

【ライフライン事業者】

ライフライン機関は、地震被害想定調査に応じた復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

【事業所、自主防災組織、住民】

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、県及び市町村をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して災害時要援護者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

4 防災訓練の検証

県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

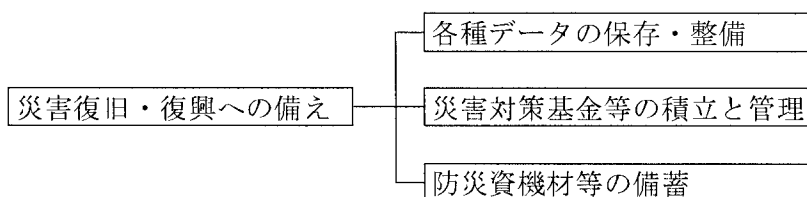
第13款 災害復旧・復興への備え

第1項 基本方針

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

第2項 対策



1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

【県】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【市町村】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

【関係機関】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 災害対策基金等の積立と管理

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

(1) 災害救助基金

ア 積立

県は、災害救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

① 銀行への預金

② 債権の買入

③ 物資の備蓄

イ 積立額

災害救助基金の各年度における最小額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収人額の決算額の平均年額の5/1,000に相当する額とする。

(2) 財政調整積立金

県は地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、宮崎県財政調整積立金条例(昭和36年宮崎県条例第6号)を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

ア 積立額

(ア) 積立額は、地方財政法第4条の3第1項又は第7条第1項の規定により、予算で定める。

(イ) 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

イ 管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

ウ 処分

次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(ア) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(イ) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

(ウ) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(エ) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

3 防災資機材等の備蓄

(1) 救助物資の備蓄

県における救助物資の現況及び整備は、次によるものとする。

ア 現況

(ア) 備蓄場所

宮崎市別府町3	日本赤十字社宮崎県支部倉庫
宮崎市大字郡司分210	消防学校倉庫
都城市北原町24-21	都城総合庁舎倉庫
延岡市愛宕町2の2323	延岡総合庁舎倉庫
日南市中央通1番地2	日南市福祉総合センター
小林市大字細野367-2	小林総合庁舎倉庫
西臼杵郡高千穂町大字三田井22	西臼杵支庁倉庫

(イ) 備蓄状況

県における救助物資の備蓄品は、毛布、コンパクト肌着、乾パン、缶詰等である。

イ 整備

災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やかに物資の補充を行うものとする。

(2) 水防倉庫及び水防資機材

ア 水防管理団体は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ 水防倉庫既設箇所及び水防資機材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているのとおりである。

ウ 水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため

県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。県水防緊急整備備蓄資機材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているとおりである。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第3節 県民の防災活動の促進

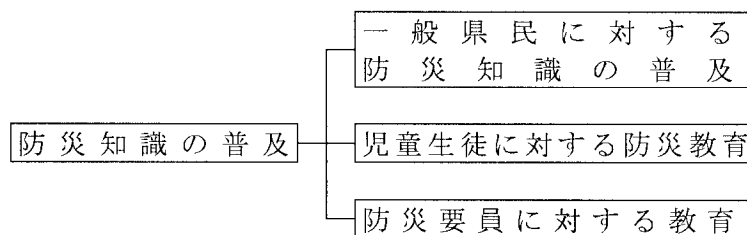
第1款 防災知識の普及

第1項 基本方針

大規模地震は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、市町村、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

第2項 対策



1 一般県民に対する防災知識の普及

(1) 内容

概ね次のとおりとする。

- ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ク 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- ケ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 方法

ア 講習会等の開催

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

イ 地域の防災リーダーの育成

【県】

県は、県民防災講座を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

ウ 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

(7) 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(4) その他のメディアの活用

- a テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- b ビデオ、フィルムの製作、貸出
- c キャプテンシステム、文字放送の活用
- d パソコン通信およびインターネットの活用
- e 地震体験車等の教育設備の貸出

内容例：「地震への備え」

○地震が起きたら

- 1 まず落ち着いて身の安全を確保する。
- 2 あわてず冷静に火災を防ぐ。
- 3 避難は徒歩で、持ち物は最小限に。
- 4 塀ぎわ、がけや川べりに近寄らない。
- 5 正しい情報を入手する。
- 6 協力しあって応急救護。

○日頃の備え

- 7 防災訓練に積極的に参加する。
- 8 家庭防災会議で話し合う。
- 9 家具の転倒防止などで、安全スペースを確保する。
- 10 非常持出し品を準備する。
- 11 食料、水等を備蓄する。
- 12 住宅の耐震性を確認する。

エ 「宮崎県防災の日」、「防災週間」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

【県、市町村、防災関係機関】

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間及び1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、児童生徒の発達段階に応じた

防災教育を行ない、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため指導の手引書等の作成・配布および心肺蘇生法等の実技研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア 内容

(ア) 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する一般的な知識

(ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(エ) 職員等が果たすべき役割

(オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(カ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

イ 応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

(ア) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

(イ) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

【県、市町村、事業者】

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、地震発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

【県、市町村等】

県及び市町村等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第2款 自主防災組織等の育成強化

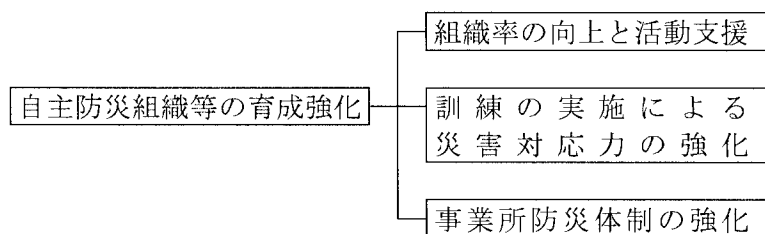
第1項 基本方針

地震被害想定調査で想定したような大規模な地震災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県及び市町村は、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどして、組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の組織率の向上及び活動の活性化を促進するものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2項 対策



1 組織率の向上と活動支援

(1) 組織率の向上

【県、市町村】

ア 自主防災組織の整備

県及び市町村は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

県及び市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 災害時要援護者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

県及び市町村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材については、市町村は国のコミュニティ防災資機材等整備事業及び県の防災施設等総合整備事業等の制度を活用し、県民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。

(コミュニティ防災資機材等整備事業における資機材)

初期消火資機材：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立式水槽、ホースボックス、その他初期消火活動に必要な資機材

救助用資機材：携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材

救護用資機材：ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材

訓練用資機材：ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練活動に必要な資機材

(3) リーダーの養成

県及び市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、第2章第2節第12款3(2)に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

3 事業所防災活動の推進

【県、市町村、施設管理者、企業】

(1) 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

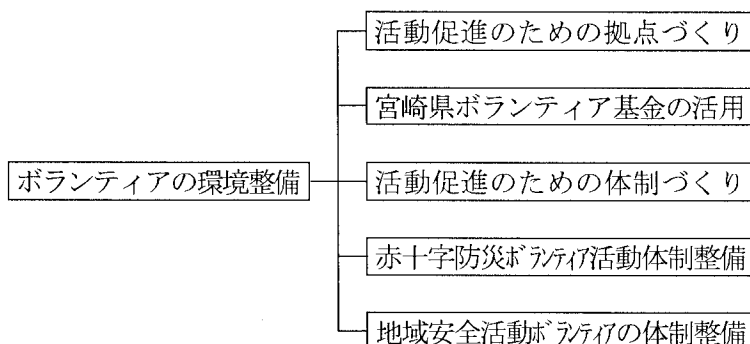
危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の環境整備を図っていくこととする。

第2項 対策



1 活動促進のための拠点づくり

【県】

ボランティア活動促進の中核として、宮崎県社会福祉協議会が設置する宮崎県ボランティアセンターの機能充実を図るとともに、県民が身近なところで、ボランティア活動についての相談や支援が受けられるよう、ボランティアセンターの全市町村設置による地域の拠点づくりを進める。

2 宮崎県ボランティア基金の活用

【県】

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・市町村社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進したり、ボランティア保険への加入助成など、県民が安心して活動に参加できるための基盤整備を進める。

3 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものと

する。

(2) ボランティアの「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、「受入れ窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

ア 市町村社会福祉協議会における業務

(ア) 被災者のニーズ調査

(イ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ウ) 要援護者への支援

- ・ボランティア活動希望者の派遣
- ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

イ 県社会福祉協議会における業務

(ア) 現地本部の支援

- ・全国からのボランティアの登録と派遣
- ・全国からの支援の受入れと被災者への提供
- ・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ

(イ) 県内外への情報提供

(ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) ボランティアの養成・登録等

ア ボランティアコーディネーターの養成

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

【県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会】

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

【市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動に県民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から県民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティアの活動拠点等の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネーターの配置

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

(6) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

4 赤十字防災ボランティア活動体制整備

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

ア 赤十字奉仕団員

イ 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区分区において登録をした個人又は団体。

ウ 災害発生時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区分区において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

ア 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

イ 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に赤十字防災ボランティア活動の地区リーダーとして地域的個人的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成する。

ウ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

5 地域安全活動ボランティアの体制整備

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、暗がりの安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施する地域安全ボランティア活動への協力、支援体制を防犯協会、警察、県・市町村、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、市町村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第4節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な震災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、平成7～8年度に「宮崎県地震被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行ったところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

1 地震専門部会の継続設置

宮崎県地震被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

2 県内活断層等の調査

国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。

3 地震被害予測システムの構築

地震被害想定をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる震後の早期地震被害予測への活用を図る。

4 震災対策に関する調査研究

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- ・被害想定調査研究
- ・地域危険度測定調査

第2編 震災対策編

第2章 震災予防計画

第4節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

- ・津波災害に関する調査研究
- ・地盤の液状化に関する調査研究
- ・地震時の出火、延焼に関する調査研究
- ・建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- ・震災に伴う社会心理に関する調査研究
- ・避難に関する調査研究
- ・防災情報システムに関する調査研究
- ・地震時における交通確保に関する研究
- ・消防活動の充実強化に関する調査研究
- ・広域応援・受援に関する研究
- ・海上防災に関する調査研究